

廿日市市子ども・ 子育て支援事業計画

つながり支えあう
子育てのまち はつかいち



平成 27(2015)年 3 月
廿日市市

はじめに

少子化の進行や核家族化、保護者の働き方の多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

若い世代が夢や希望を持ちながら子育てし、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会は、私たちみんなの願いです。

本市は、平成20(2008)年3月に「第5次廿日市市総合計画」を策定し、「子育て」を時代を切り開く横断的キーワードと位置づけ、全市を挙げて子育て支援のまちづくりを進めてまいりました。

また、平成22(2010)年3月には「廿日市市子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちの生きる力を育み、子育て家庭を支えるための環境整備に取り組んでいます。

平成27(2015)年4月に施行される子ども・子育て支援法は、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として策定し、将来像を「つながり 支えあう 子育てのまち はつかいち」といたしました。

これまでの本市の将来像や子育て施策の取組状況を踏まえながら、新制度に基づく施策を着実に実施し、「廿日市市で子どもを生み育てたい」「廿日市市に住み続けたい」と願う若者世代に夢を与えるとともに、子どもたちの心豊かな成長と安心して産み育てることができるまちづくりを進めてまいります。

計画の推進に当たっては、本市の地域力を生かし、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して子どもたちの健やかな成長を支えます。

最後に、本計画の策定に当たり、廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会専門委員をはじめ、アンケートにご協力いただいた市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27（2015）年3月



廿日市市長 真野 勝弘

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	2
(1) 少子化の現状とこれまでの少子化対策	2
(2) 未婚率の上昇と晩婚化・晩産化の進行	3
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	3
2 計画策定の背景	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の期間	4
(4) 計画の対象	4
(5) 策定体制	5
3 子ども・子育て支援新制度	6
(1) 新制度の概要	6
(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付	6
(3) 地域子ども・子育て支援事業	7
(4) 子ども・子育て支援法における児童の認定区分	9
4 廿日市市の子ども・子育てを取り巻く状況	10
(1) 人口・世帯の動向	10
(2) 教育・保育施設の状況	12
(3) ニーズ調査結果の概要	15
5 廿日市市子育て支援行動計画の検証	40
第2章 計画の基本的考え方	45
1 将来像	46
2 基本目標	47
3 施策の体系図	48
4 教育・保育サービスの提供区域	50
(1) 提供区域の設定	50
(2) 各提供区域の特性	51
5 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	52

第3章 事業計画 53

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる 54

基本方針1 教育・保育量を充足させる 54

基本方針2 幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる 55

基本方針3 安全・安心な教育・保育環境をつくる 56

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する 58

基本方針1 子どもと母親の健康づくりを支える 58

基本方針2 身近に利用できるサービスを拡充する 60

基本方針3 仕事と子育ての両立を支える 62

基本方針4 豊かな心と生きる力を育む 64

基本目標3 地域力で子育てを支える 66

基本方針1 相談しやすい環境を整えて、すべての子どもと子育て家庭を
きめ細かく支援する 66

基本方針2 地域住民の子育てへの参画を促進する 68

基本方針3 地域の子どもの安全を地域で守る 70

第4章 計画の実現のために 71

1 計画の推進主体と連携の強化 72

(1) 家庭（保護者）の役割 72

(2) 地域の役割 72

(3) 事業主の役割 72

(4) 行政の役割 72

2 計画の達成状況の点検・評価 72

計画期間中の各サービスの需要量と確保の方策 75

1 教育・保育サービス 76

2 地域子ども・子育て支援事業 81

参考資料 89

1 策定の経過 90

2 廿日市市保健福祉審議会答申書 91

3 廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会委員名簿 92

第1章

計画策定にあたって

1 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(1) 少子化の現状とこれまでの少子化対策

わが国の出生数は、昭和 48(1973)年の 209 万人出生以降、減少の一途をたどり、近年は 100～110 万人で推移しています。

政府は、平成 2(1990)年の「1.57 ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた対策の検討を始めました。その後、平成 6(1994)年にエンゼルプランを策定し、「子育て支援」を社会全体として取り組むべき課題と位置づけ、保育の量的拡大や低年齢児保育の充実、子育て支援センターの整備を進めてきました。平成 11(1999)年に策定した新エンゼルプランでは、保育に重点を置いたそれまでの取り組みに加え、雇用、母子保健、相談、教育等、幅広い分野で子育て支援を推進していくことが明記されました。

さらに、平成 16(2004)年、少子化に対処するための施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法が施行され、施策の基本理念と国や地方公共団体、事業主の責務が明文化されました。

しかしながら、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は昭和 48(1973)年の 2.14 から下降し、平成 17(2005)年には 1.26 まで低下しました。平成 25(2013)年は 1.43 とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる 2.07 を下回っています。

子どもの数に関しては、国立社会保障・人口問題研究所が平成 22(2010)年に実施した「第 14 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査結果概要」によると、¹平均理想子ども数 2.42 人に対し、²平均予定子ども数は 2.07 人となっています。夫婦が理想の子どもを持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60.4%)「高年齢で産むのがいやだから」(35.1%)、「欲しいけれどもできないから」(19.3%)となっており、経済的負担や健康面での不安から、理想を諦めている現状がうかがえます。

多くの若者は、子育てによる経済的、精神的負担よりも、「³子どもは日々の生活を豊かにしてくれ、生きるうえでの喜びや希望である」という意識を持っています。若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き、子どもを産み育てることができる環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

¹ 夫婦にとっての理想的な子ども数

² 実際に持つつもりの子どもの数（今後持つつもりの子どもの数＋すでに持っている子どもの数）

³ 平成 25 年版厚生労働白書

(2) 未婚率の上昇と晩婚化・晩産化の進行

平成 22(2010)年の国勢調査によると、男性の生涯未婚率は 2.60%(昭和 55(1980)年)から 20.14%(平成 22(2010)年)へと上昇しています。女性においても同様に、4.45%から 10.61%へ上昇しています。

また、男女の平均初婚年齢は、平成 25(2013)年で夫が 30.9 歳、妻が 29.3 歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。平均初婚年齢の上昇に伴い、平成 23(2011)年には平均第 1 子出産年齢が初めて 30 歳を超え、晩産化も進んでいます。

未婚率の上昇と晩婚化は、出生数に一定の影響を与えていると考えられており、少子化の一因と言われています。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

社会意識の変化や雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。

内閣府の少子化社会対策会議は、平成 19(2007)年、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略として、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であると決定しました。

「仕事」と「出産・子育て」の二つを同時達成することは、社会経済を持続可能なものにするとともに、子どもを産み育てたい人々の希望と安心につながるものです。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、女性だけの問題ではなく、社会として取り組んでいかなければならない課題です。

職場環境においては、女性の育児休業取得率は¹8 割を超え、着実に定着しつつあります。一方、男性の約 3 割は育児休業を取得したいと考えていますが、実際の取得率は、²2.03%にとどまっています。また、男性が家事・育児・介護等にかかわる時間は、妻の就業状況にかかわらず³30 分程度です。

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りながら、生き生きと働き、ともに支えあって子育てできる社会を実現するためには、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など男性を含めた働き方の見直しと、男性の家事・育児に関する意識改革、普及啓発に取り組むことが必要です。

^{1,2} 平成 25 年度雇用均等基本調査事業所調査（厚生労働省）

³ 男女共同参画白書 平成 21 年版「6 歳未満児のいる夫の家事・育児時間」

2 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成 17(2005)年 4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17(2005)年に「廿日市市子育て支援行動計画」を、平成 22(2010)年に「廿日市市子育て支援行動計画(後期計画)」を策定し、子育て支援サービスの充実を図ってきました。

また、平成 21(2009)年 3月に策定した「第 5 次廿日市市総合計画」(平成 21(2009)年度～平成 27(2015)年度)では、「子育て」を「次代を切り拓く横断的キーワード」とし、子育てに視点をおいて各種施策を推進してきました。

本計画は、これまでの計画や子育て施策の取組状況等を踏まえて、今後、廿日市市が進めるべき子ども・子育て支援施策の方向性と目標を明確にするため、策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」を内包するものです。

策定に当たっては、関係する各分野の個別計画と整合性を取るとともに、策定中の各分野の個別計画についても可能な限り連携を図りました。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな環境の変化に対応できるよう、柔軟に進めます。

(3) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
廿日市市子育て支援行動計画（後期計画）					廿日市市子ども・子育て支援事業計画				

(4) 計画の対象

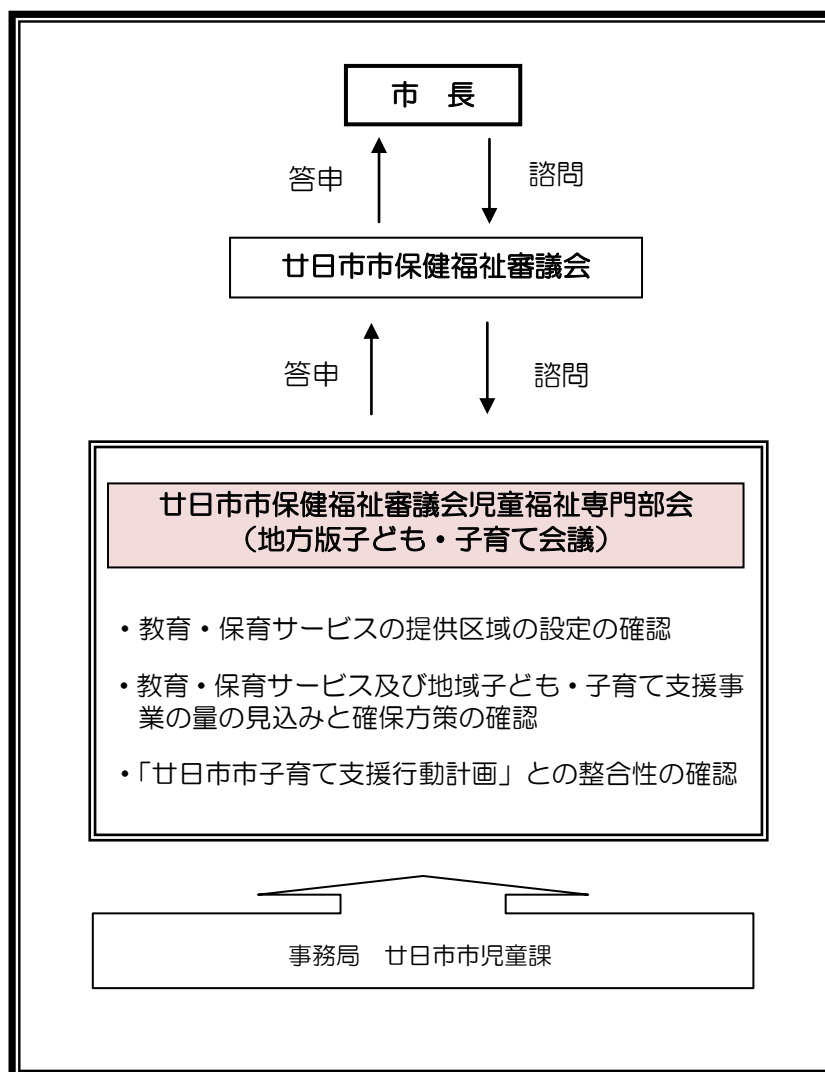
生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(5) 策定体制

「廿日市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園等の施設の定員設定のあり方等）について調査・審議しました。

■ 策定体制図 ■



3 子ども・子育て支援新制度

(1) 新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（子ども・子育て関連3法）に基づく制度で、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

新制度では、子ども・子育て支援に関して、市町村の権限と責任が大幅に強化されたほか、保育の必要性の認定制度（支給認定）が導入され、市町村は支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することとされました。新制度の主な内容は次のとおりです。

ア 保育の量的拡大と質の改善

待機児童への対応として、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育事業として小規模な保育を実施し、保育の量的拡充を図ります。併せて、職員の処遇改善や研修の充実、第三者評価制度の推進等により質の向上を図ります。

イ 共通の給付による子ども・子育て支援

幼稚園、保育所、認定こども園への共通の「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を新設します。

ウ 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実

すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、市町村が行う事業として「地域子ども・子育て支援事業」を法的に位置づけ、その拡充を図ります。

エ 認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の機能を持つ単一の施設として位置づけ、認可・認定や指導監査などを一本化することにより、施設設置の促進を図ります。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付

子ども・子育て支援法に基づく給付は、子どものための現金給付（児童手当）と子どものための教育・保育給付があります。

ア 児童手当

家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学生までの児童を養育している人を対象に、手当を支給します。

イ 教育・保育給付

教育・保育給付には、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2種類があります。

施設型給付は、保育の必要性の認定等を受けた子どもが市町村の確認を受けた特定

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）を利用した場合、保護者に対して支給するものです。

地域型保育給付は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子どもが地域型保育（次の4事業）を受けた場合に、保護者に対して支給するものです。

ただし、いずれの給付も保護者に対して支払われるものですが、実際には各施設（事業者）が法定代理受領し、市町村に対し請求することになります。

■施設型給付の種類

施設の区分	内 容	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校	3～5歳
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳

■地域型保育給付の種類

事業名	内 容	対象年齢	利用定員
小規模保育事業	家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業	0～2歳	6～19人
家庭的保育事業	保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行う事業	0～2歳	5人以下
居宅訪問型保育事業	個別のケアが必要な場合や、保育等の施設がない地域などにおいて、子どもの居宅に保育者が訪問して保育する事業	0～2歳	—
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業	原則 0～2歳	—

(3) 地域子ども・子育て支援事業

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の類型

① 利用者支援事業
子どもと保護者が子育てに関するサービスを円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供と助言、関係機関との連絡調整等を総合的に行う。
② 時間外保育事業（延長保育）
通常の保育時間を越えて保育が必要な子どもに、保育所又は認定こども園で保育を行う。
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
特定教育・保育等を受けた場合に、日用品や文房具、行事への参加費用等で市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業。
⑤ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
保護者が就労や疾病等の理由で放課後に家庭にいない小学生に、授業終了後に遊びと生活の場を提供する事業。
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
⑧ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護と必要な情報交換を行い、支援の内容について協議を行う。
⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
子育て支援センターや保育園等の地域の身近な場所で、親子の交流促進や子どもに関する相談事業等を行う。
⑩-1 幼稚園における一時預かり事業（3～5歳）
幼稚園又は認定こども園の在園児が利用する一時預かり事業。通常の利用時間を越えて認定こども園や幼稚園で保育を行う。
⑩-2 保育所等における一時預かり事業（0～5歳）
保護者の病気や冠婚葬祭などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。
⑪ 病児保育事業（病児・病後児保育）
病気や病気の回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育する事業。
⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
介護と育児の両立を支援するため、援助をしたい人と援助をしてほしい人が会員となり、相互に助け合うシステム。
⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業。

(4) 子ども・子育て支援法における児童の認定区分

現行制度では、「保育に欠ける（保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態）」ことが保育園の入園要件でしたが、新制度では、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての子どもについて、保育の必要性の有無と必要量を認定します。

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込みと確保の方策を設定することとされており、ニーズ調査から、次の区分に従って教育・保育の量の見込みを算出し、計画期間における需要量及び確保の方策を設定します。

■子ども・子育て支援法における児童の認定区分

認定区分	施設の種類（家庭の類型等）	年 齢
1号認定	幼稚園、認定こども園（専業主婦・主夫家庭、就労短時間家庭）	3～5 歳
2号認定①	幼稚園（共働き家庭等であるが、幼稚園の利用を希望）	3～5 歳
2号認定②	認定こども園、保育所（共働き家庭等）	3～5 歳
3号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業（共働き家庭等）	0～2 歳

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

平成 27(2015)年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格導入されることから、国では広く国民に周知するためにシンボルマークを作成しました。

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。



（内閣府 HP「子ども・子育て支援新制度シンボルマークについて」より抜粋）

4 廿日市市子ども・子育てを取り巻く状況

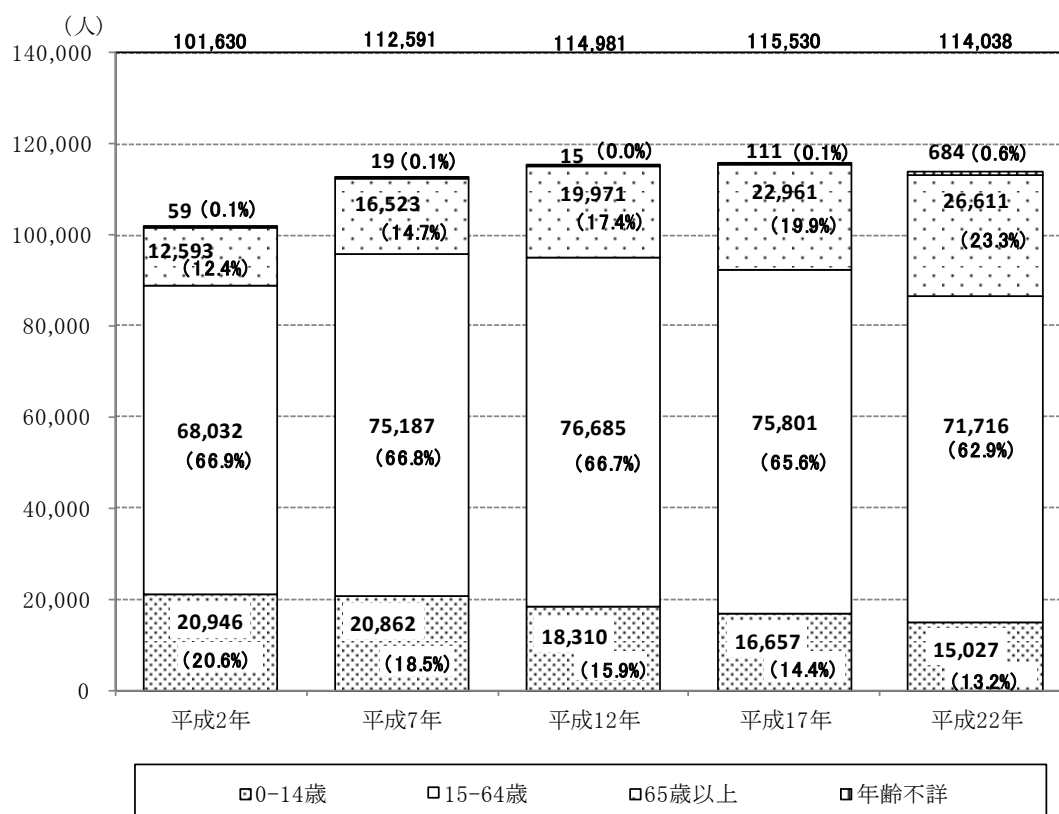
(1) 人口・世帯の動向

ア 人口・世帯数の推移

全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口増加も沈静化し、平成17(2005)年以降は減少に転じています。

年少人口(0～14歳)比率は、平成2(1990)年の20.6%から平成22(2010)年の13.2%まで減少しているのに対し、高齢者(65歳以上)人口は、平成2(1990)年の12.4%から平成22(2010)年の23.3%まで増加し、少子化と高齢化が進行しています。

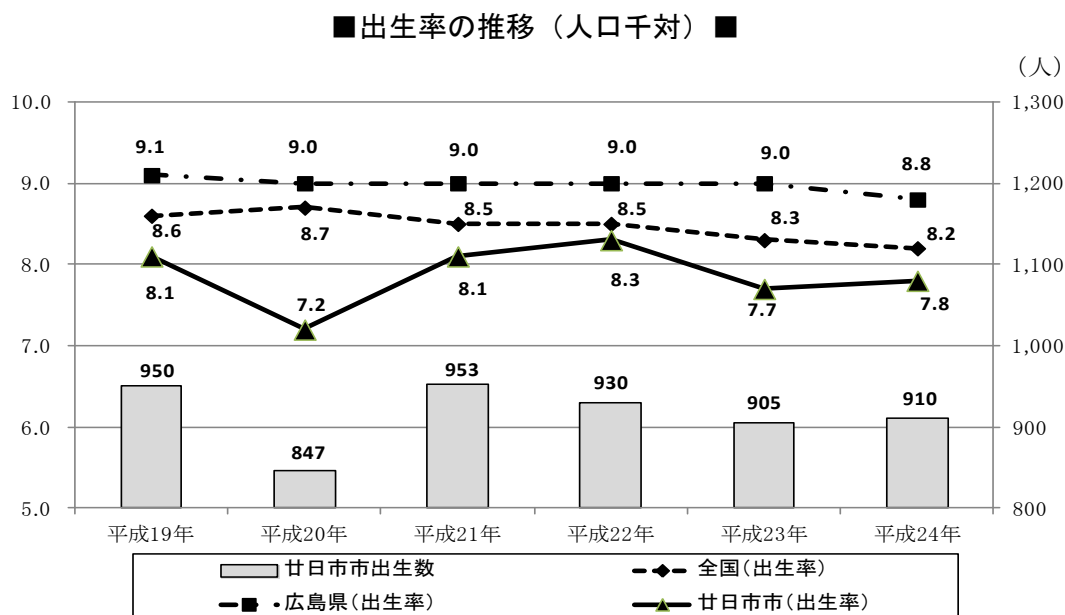
■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料: 国勢調査

イ 出生の動向

本市の人口千人当たりの出生率は8人前後で増減を繰り返しており、全国及び広島県の出生率と比較すると低くなっています。



ウ 推計人口

平成21(2009)年～平成25(2013)年の4月1日現在の住民基本台帳人口を基に、コホート変化率法により5年間の児童人口を推計しました。

■ 年齢別人口の推移 ■

年 齢	平成 25 年 4 月 1 日現在	推計児童数				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	908	866	859	850	840	824
1 歳	931	907	898	890	880	868
2 歳	977	968	931	922	914	904
3 歳	1,036	989	999	958	948	940
4 歳	946	1,022	1,003	1,008	969	959
5 歳	980	1,052	1,019	1,001	1,004	967
0～5 歳計	5,778	5,804	5,709	5,629	5,555	5,462
6 歳	1,011	946	1,057	1,020	1,007	1,008
7 歳	1,033	985	945	1,059	1,023	1,008
8 歳	1,006	1,016	991	952	1,064	1,031
9 歳	1,054	1,045	1,025	997	961	1,075
10 歳	1,047	1,015	1,048	1,024	1,002	963
11 歳	1,089	1,051	1,013	1,046	1,021	1,002
6～11 歳計	6,240	6,058	6,079	6,098	6,078	6,087
12～18 歳	8,099	7,817	7,678	7,572	7,449	7,399

(2) 教育・保育施設の状況

ア 保育園

本市の保育園の通常保育、延長保育、一時保育の状況は次のとおりです。

■平日日中の保育

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在

地 域	保 育 園 名	0 歳 保 育	面積基準による受入可能児童数						計
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
廿 日 市	佐方保育園			22	26	30	30	30	138
	廿日市保育園			16	20	40	60	60	196
	平良保育園	○	15	24	24	40	60	60	223
	原保育園			10	14	20	30	30	104
	宮内保育園			30	30	60	60	60	240
	宮園保育園	○	12	20	30	40	60	60	222
	串戸保育園			20	25	30	60	30	165
	地御前保育園	○	9	18	22	30	30	30	139
	阿品台東保育園			18	24	40	30	60	172
	阿品台西保育園	○	6	18	18	20	30	30	122
	あい保育園廿日市	○	8	18	21				47
	あい保育園住吉	○	11	15	18	22	22	22	110
	ふじ保育園			12	18				30
	小 計		61	241	290	372	472	472	1,908
佐 伯	友和保育園	○	6	15	24	30	30	50	155
	津田保育園	○	9	15	18	20	30	30	122
	浅原保育園(H26～休園)			(3)	(3)	(20)	(30)	(30)	(86)
	友和こどもの森保育園			11	19				30
	小 計(浅原保育園を除く)		15	41	61	50	60	80	307
吉 和	吉和保育園	○	3	3	3	20	30	30	89
	小 計		3	3	3	20	30	30	89
大 野	深江保育園	○	9	24	36	40	60	60	229
	池田保育園			12	24	40	60	60	196
	いもせ保育園	○	6	16	24	40	60	60	206
	梅原保育園	○	6	12	18	20	30	30	116
	丸石保育園			15	15	20	30	30	110
	鳴川保育園			6	6	20	30	30	92
	小 計		21	85	123	180	270	270	949
合 計(浅原保育園を除く)			100	370	477	622	832	852	3,253

■延長保育

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在

地 域	保 育 園 名	定 員						計
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
廿 日 市	廿日市保育園			12			18	30
	宮内保育園			12			18	30
	宮園保育園			12			18	30
	串戸保育園			12			18	30
	阿品台東保育園			12			18	30
	あい保育園廿日市 ※	定めなし						—
	あい保育園住吉 ※	定めなし						—
	ふじ保育園 ※			定めなし				—
佐 伯	友和保育園			6			14	20
	津田保育園			6			14	20
大 野	深江保育園			12			18	30
	いもせ保育園			12			18	30
合 計				96			154	250

※ 定員の定めなし。合計の人数は、3 か所の保育園を除く。

■一時保育

平成 26 (2014) 年 4 月 1 日現在

地 域	保 育 園 名	定 員 (1 日当たり)		定 員 (年間延人数) ※	H25 利用実績 (年間延人数)	
		0 歳	1～5 歳		0 歳	1～5 歳
廿 日 市	廿日市保育園		10	2,930		2,163
	原保育園(H26～実施)		10	2,930		
佐 伯	友和保育園		10	2,930		920
	津田保育園		10	2,930		152
	浅原保育園(H26～休園)					137
吉 和	吉和保育園		10	2,930		39
大 野	梅原保育園		10	2,930		2,169
合 計		0	60	17,580	0	5,580

※ 年間延人数は、1 日当たりの定員 × 平成 26(2014)年度開所日数(293 日)

第 1 章 計画策定にあたって

第 2 章 計画の基本的考え方

第 3 章 事業計画

第 4 章 計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

イ 幼稚園

本市の幼稚園の状況は次のとおりです。

■市内幼稚園の定員

平成 26(2014)年 5 月 1 日現在

地 域	幼 稚 園 名	定 員
廿 日 市	廿日市聖母マリア幼稚園	400
	ほうりん廿日市幼稚園	240
	山陽女子短期大学附属幼稚園	105
	つくし幼稚園	390
	ふじ幼稚園	200
	くすのき幼稚園	200
佐 伯	友和幼稚園	120
大 野	かえで幼稚園	180
宮 島	宮島幼稚園	105
合 計		1,940

(3) ニーズ調査結果の概要

ア 調査の概要

(7) 調査の目的

市民の子育て支援に関する意見や各種サービスの利用状況の把握と、計画期間中の教育・保育及び子ども・子育て支援事業量の見込み（ニーズ量）を算定するため、アンケート調査を実施しました。

(4) 調査実施状況

区 分	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象者と抽出方法	廿日市市に居住する小学校就学前の児童のいる世帯から無作為抽出	廿日市市に居住する小学校在学中の児童のいる世帯から無作為抽出
調査方法	調査票を対象者に郵送し、無記名で郵送回収	
調査期間	平成 25(2013)年 12 月	
回収状況	配布数 1,800 世帯 回収数 862 世帯 回収率 47.9%	配布数 1,800 世帯 回収数 818 世帯 回収率 45.4%

集計の表記等について

- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比（％）で示しています。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が 100.0％とならない場合があります。
- (2) 全体集計のグラフでは、当該設問に回答すべき人数（集計母数）を「(n＝●●)」と表記しています。クロス集計・分析のグラフでは、集計母数（当該設問に回答すべき回答者数）およびクロス集計の各属性等の分析区分の集計母数を「(n＝●●)」と表記しています。
- (3) 複数の回答を求めた設問では、回答比率の合計が 100.0％を超えることがあります。
- (4) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合があります。

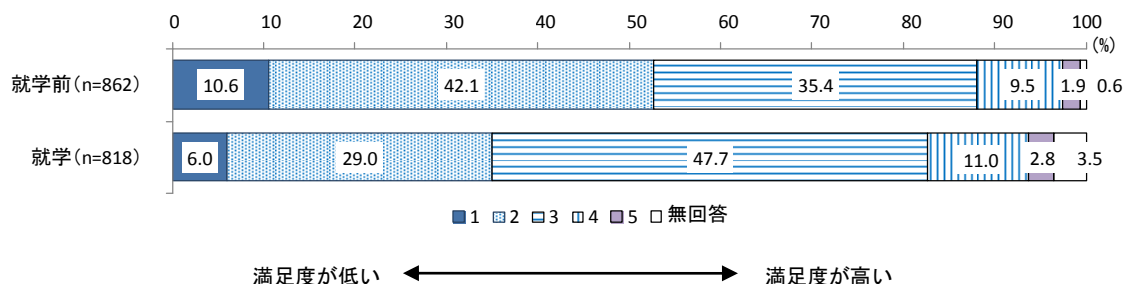
イ 調査結果

【子育て全般】

■子育てがしやすいまち（満足度）＜就学前・就学＞

「廿日市市は子育てがしやすいまちですか」という設問に対し、5段階評価で、就学前では「2」と回答した人の割合が42.1%と高く、満足度「3」以上が46.8%です。

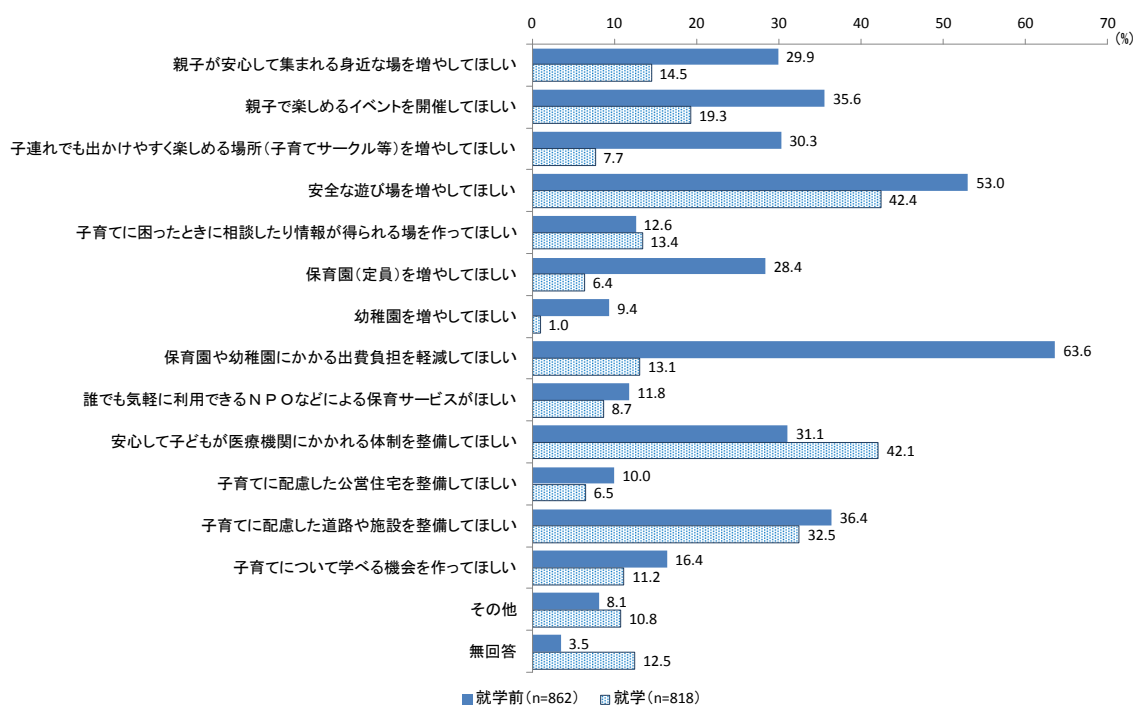
また、就学では「3」と回答した人の割合が47.7%と高く、満足度「3」以上が61.5%となっています。



■市に対する子育て支援の要望 ＜就学前・就学＞

市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいかという設問について、就学前では、「保育園や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」「安全な遊び場を増やしてほしい」「子育てに配慮した道路や施設を整備してほしい」と回答した人の割合が高くなっています。

また、就学では、「安全な遊び場を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子育てに配慮した道路や施設を整備してほしい」と回答した人の割合が高くなっています。

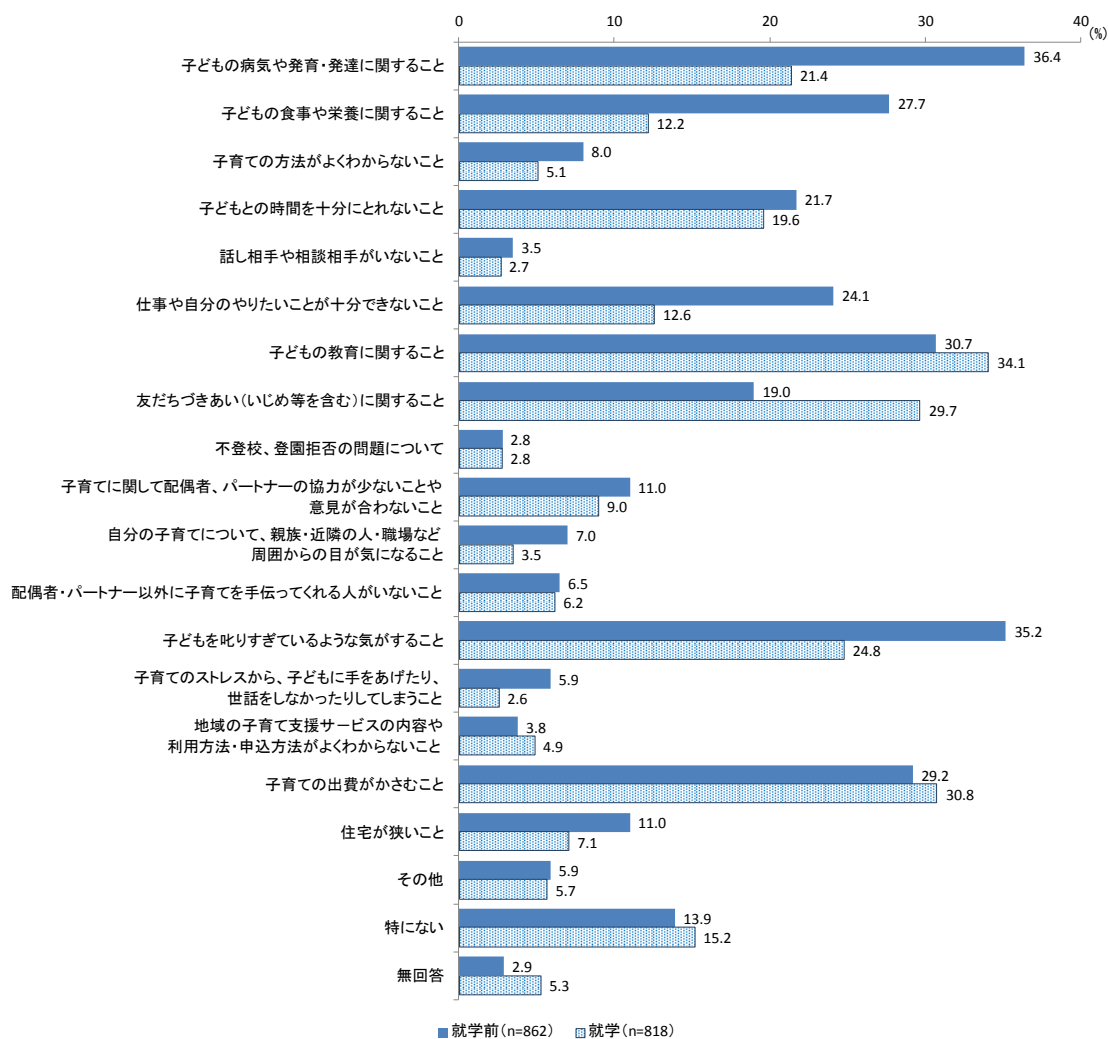


【子育て全般】

■子育てに関して、日常的に悩んでいること【就学前・就学】

子育てに関して日常的に悩んでいることは、就学前では、「子どもの病気や発育・発達に関する事」「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した人の割合が高くなっています。

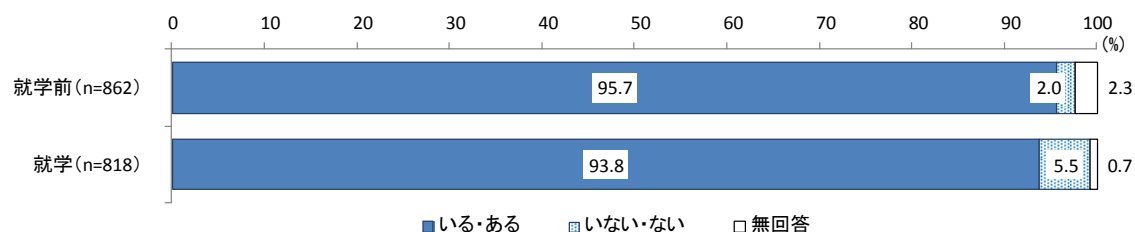
また、就学では、「子どもの教育に関する事」「子育ての出費がかさむこと」「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する事」と回答した人の割合が高くなっています。



【子育て全般】

■子育ての相談＜就学前・就学＞

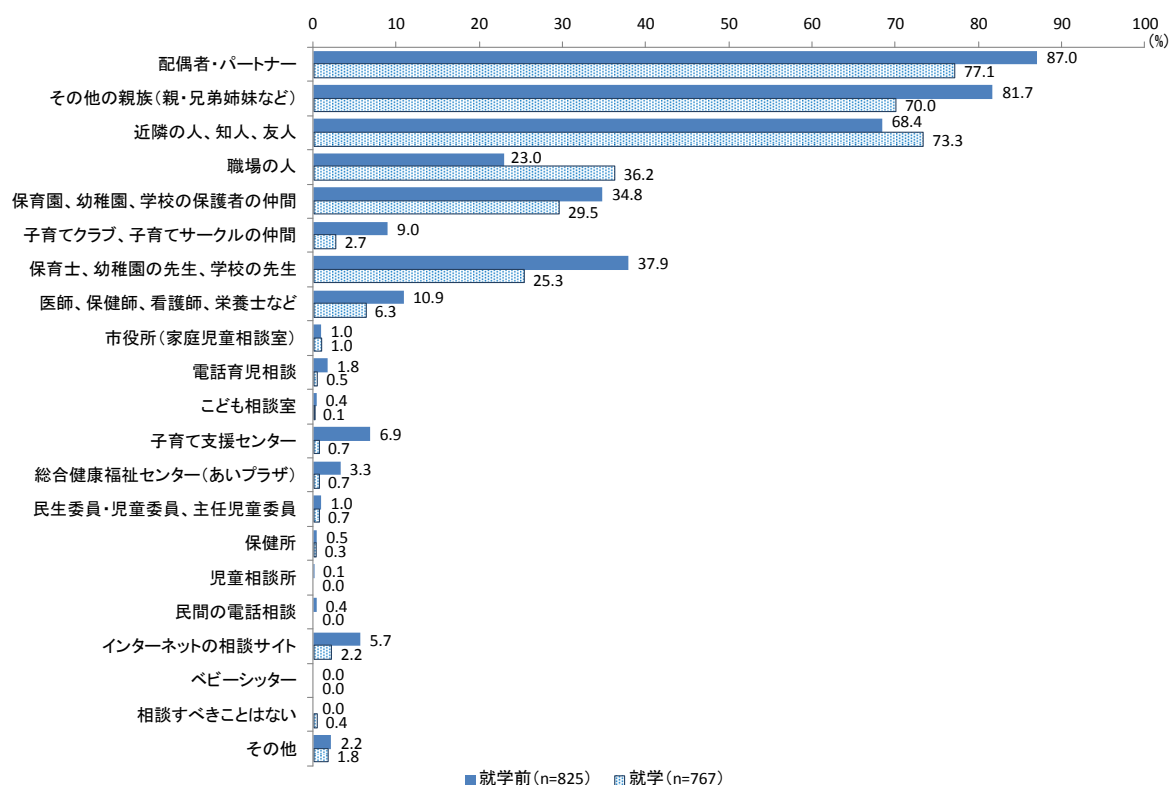
子育てについて、気軽に相談できる人の有無について、「いる・ある」と回答した人の割合は、就学前・就学ともに9割以上となっています。



■子育ての相談相手＜就学前・就学＞

子育てについて、気軽に相談できる人について、就学前・就学ともに「配偶者・パートナー」「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」「近隣の人、知人、友人」と回答した人の割合が高くなっています。

また、就学前では「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」と回答した人の割合が就学と比べて高くなっています。

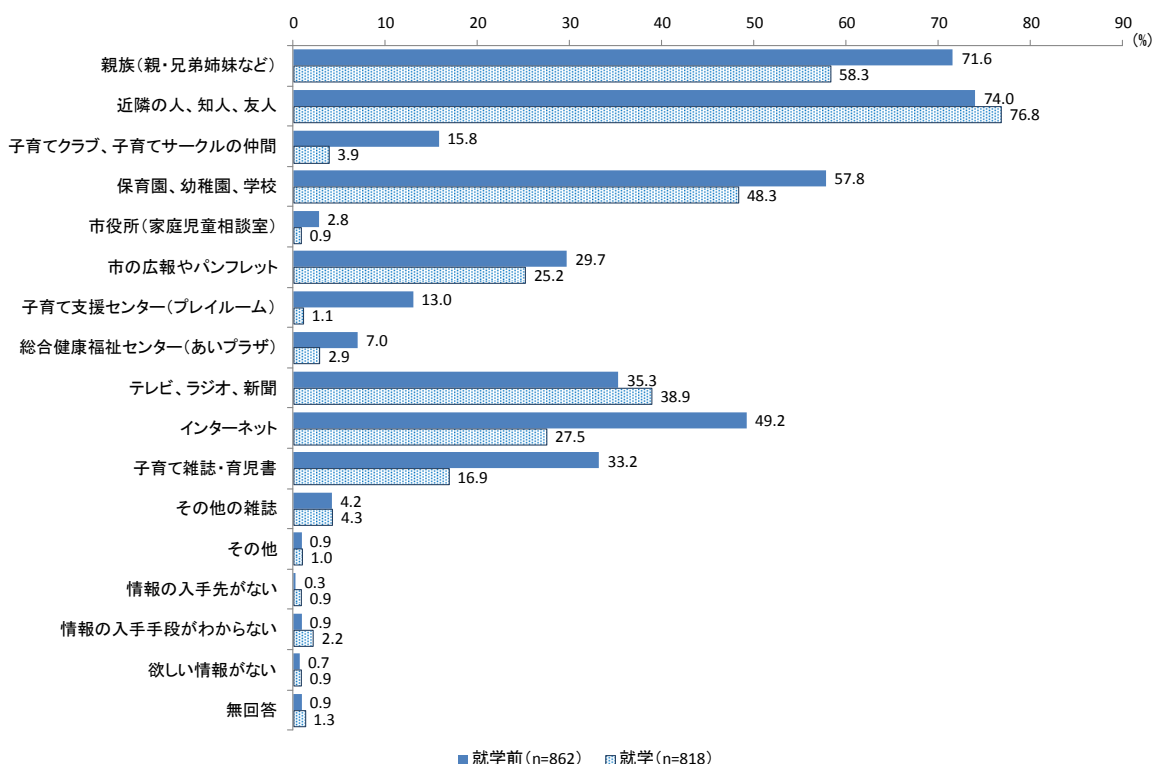


【子育て全般】

■子育てに関する情報の入手先 ＜就学前・就学＞

子育てに関する情報の入手先について、就学前・就学ともに「近隣の人、知人、友人」「親族（親・兄弟姉妹など）」と回答した人の割合が高くなっています。

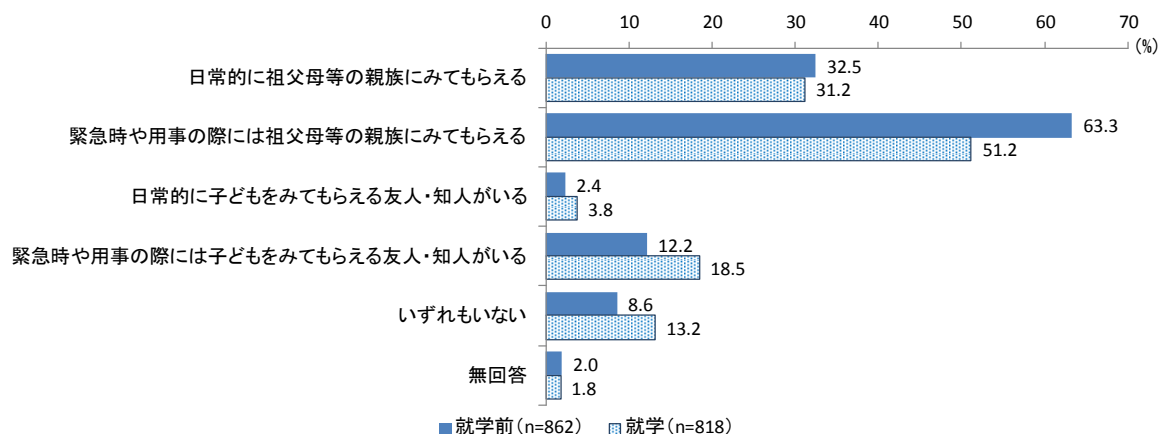
また、就学前では「インターネット」「子育て雑誌・育児書」「子育てクラブ、子育てサークルの仲間」と回答した人の割合が、就学と比べて高くなっています。



【子育ての環境】

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無＜就学前・就学＞

日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前・就学ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人の割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と続いています。

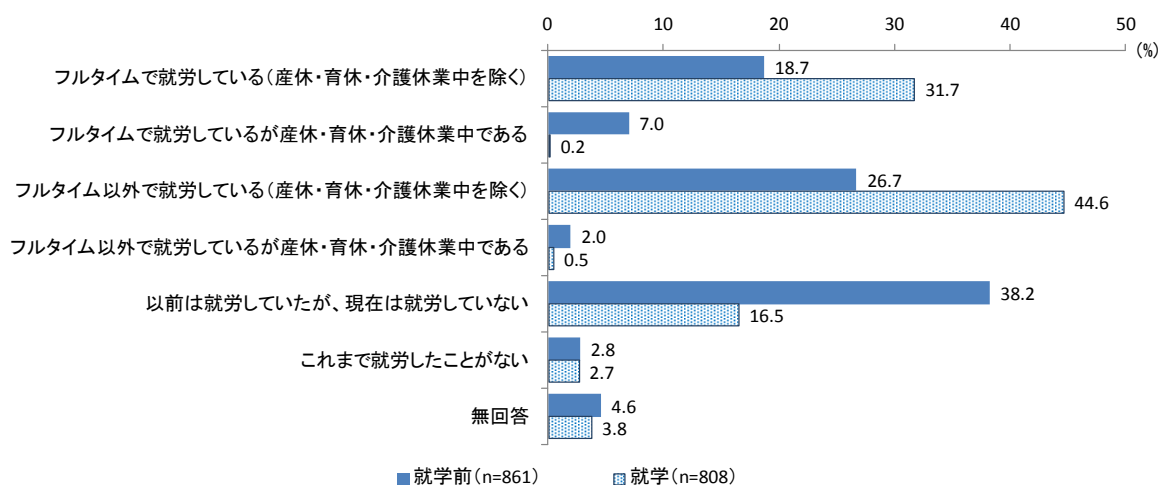


【就労状況】

■母親の就労状況＜就学前・就学＞

母親の就労状況について、就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した人の割合が38.2%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」（26.7%）、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」（18.7%）となっています。

就学では、「フルタイム以外で就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」と回答した人の割合が44.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」（31.7%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（16.5%）となっています。

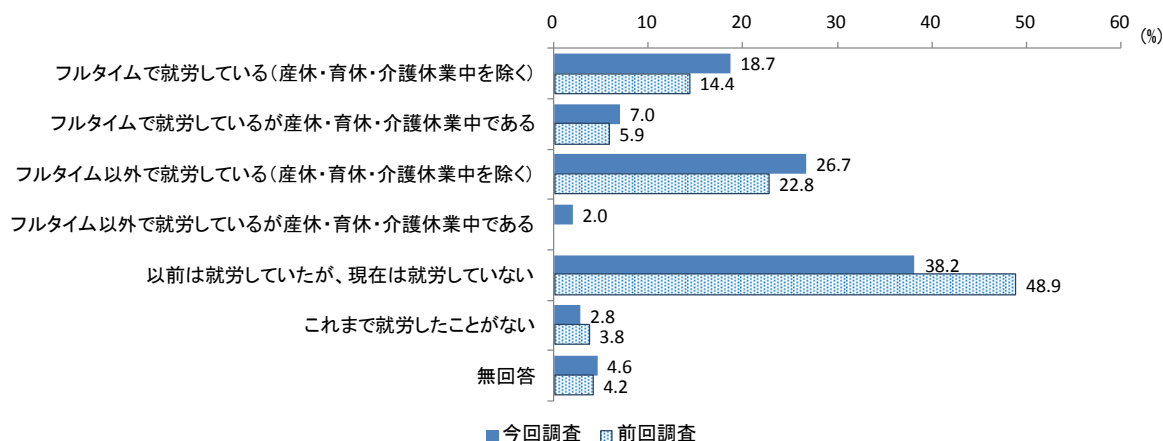


【就労状況(前回比較)】

■母親の就労状況(前回調査※との比較)

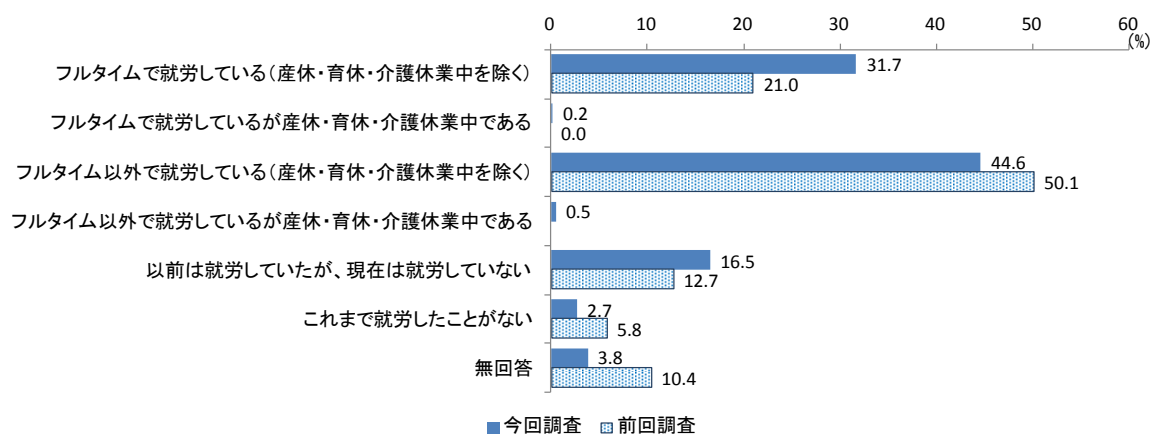
～就学前～

就学前調査では、前回調査と比べて「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した人の割合が低くなっています。



～就学～

就学調査では、前回調査と比べて「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中を除く)」と回答した人の割合が高くなっています。



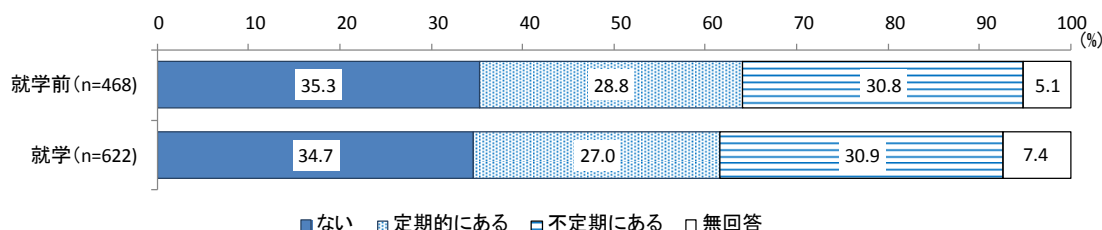
※前回調査：平成20(2008)年12月

【就労状況】

■母親の休日の勤務＜就学前・就学＞

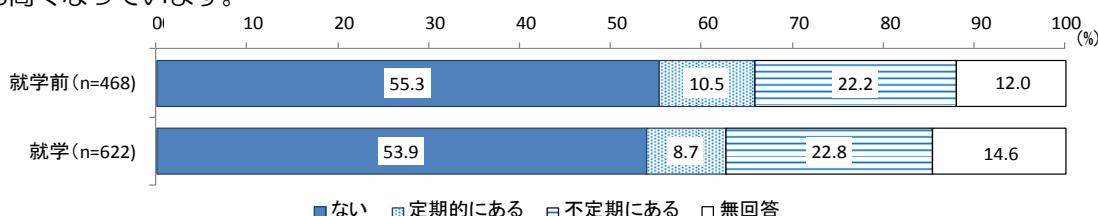
～土曜日～

母親の土曜日の勤務について、就学前・就学ともに「ない」と回答した人の割合が最も高く、次いで「不規則にある」「定期的にある」となっています。



～日曜日～

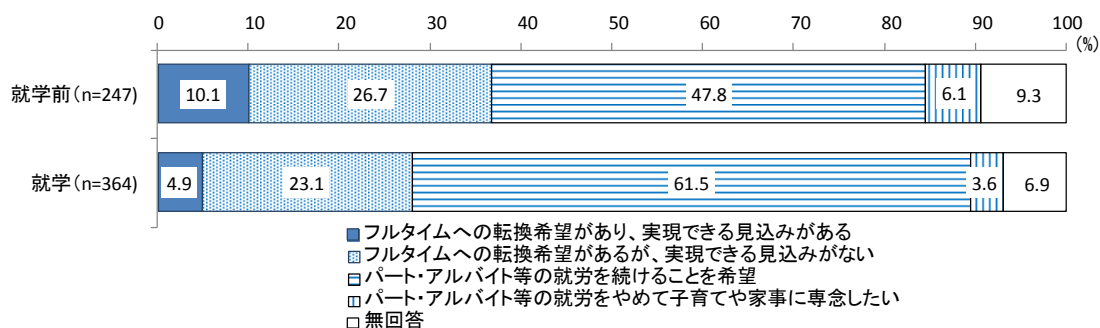
母親の日曜日の勤務について、就学前・就学ともに「ない」と回答した人の割合が5割以上と最も高くなっています。



■フルタイムへの転換希望＜就学前・就学＞

現在、パート・アルバイトの勤務形態の母親のフルタイムへの転換希望については、就学前・就学ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した人の割合が最も高くなっています。

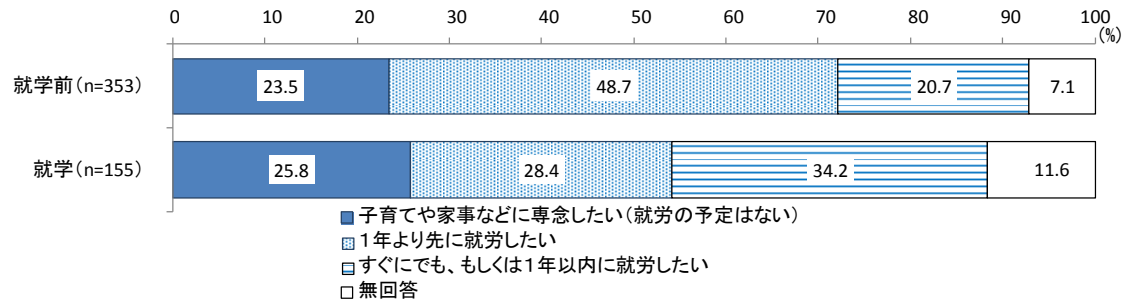
また、就学と比べて、就学前では「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みがない」と回答した人の割合が高くなっています。



【就労状況】

■就労希望＜就学前・就学＞

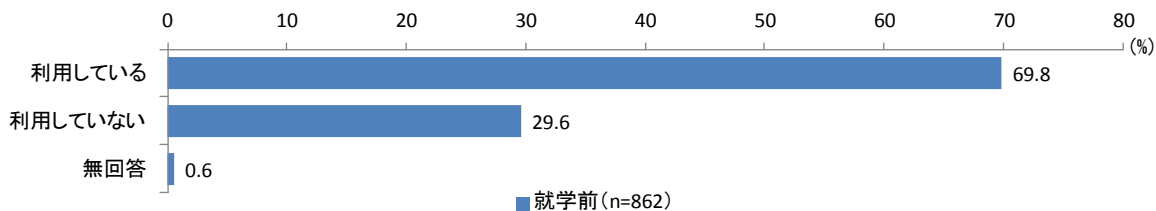
現在就労していない母親の就労希望について、就学前では「1年より先に就労したい」と回答した人の割合が48.7%と最も高くなっています。それに対して、就学では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人の割合が34.2%と最も高くなっています。



【平日の教育・保育サービスの利用】

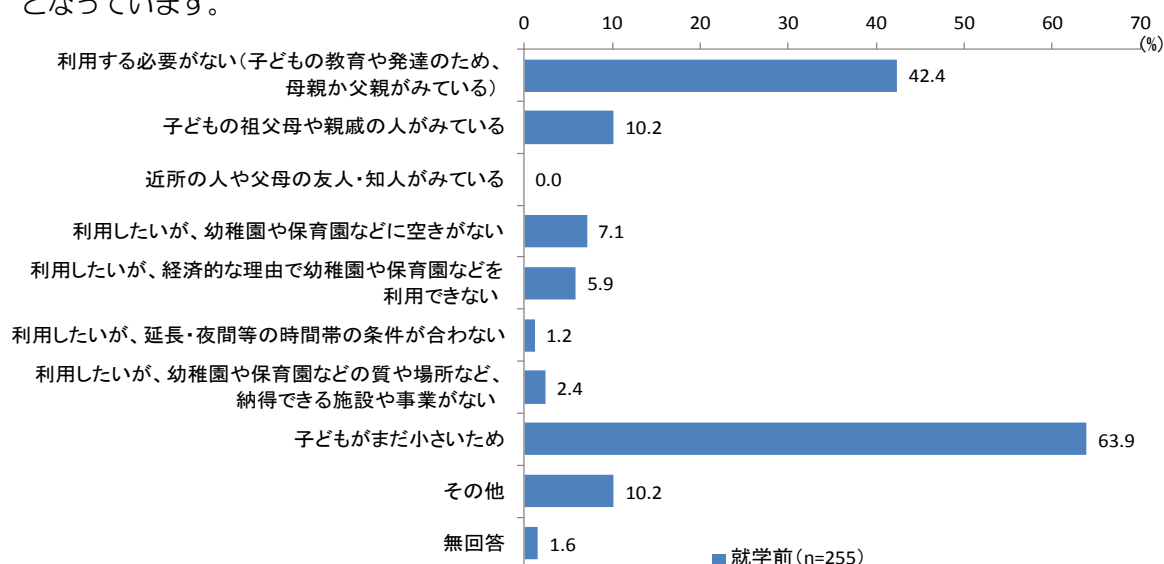
■幼稚園・保育園など利用状況＜就学前＞

幼稚園や保育園などの教育・保育サービスの利用について、「利用している」と回答した人の割合は69.8%、「利用していない」と回答した人の割合は29.6%となっています。



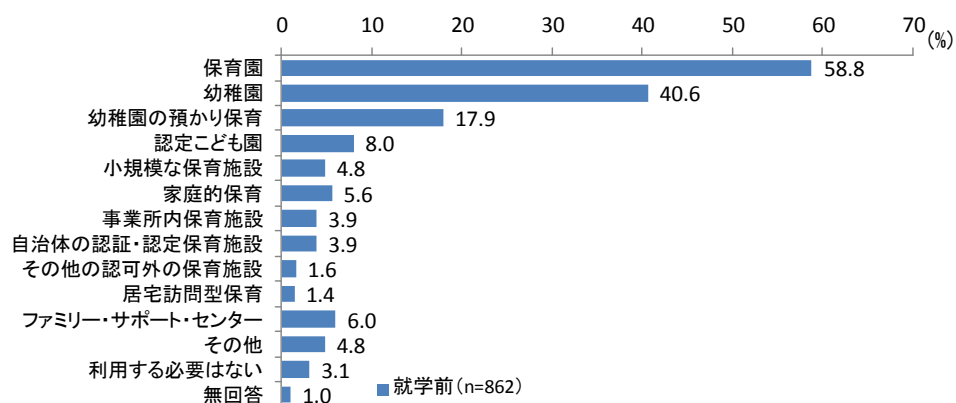
～利用していない理由～

教育・保育サービスを利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため」と回答した人の割合が63.9%と最も高く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、母親か父親がみている）」（42.4%）、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」「その他」（ともに10.2%）となっています。



■平日利用したいサービス＜就学前＞

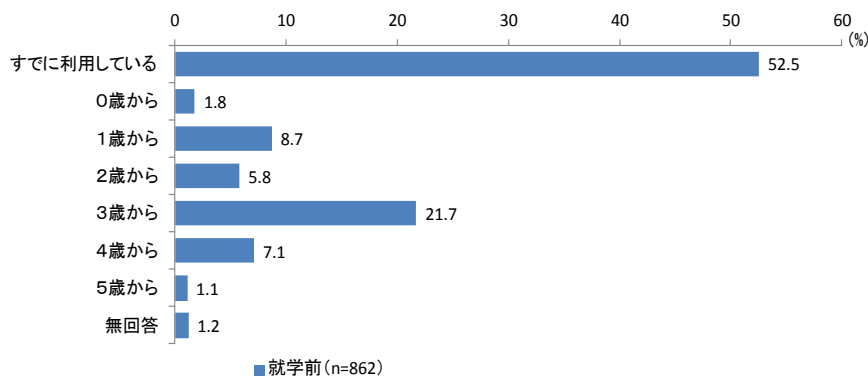
平日、定期的にご利用したい施設やサービスについて、「保育園」と回答した人の割合が58.8%と最も高く、次いで「幼稚園」（40.6%）、「幼稚園の預かり保育」（17.9%）となっています。



【平日の教育・保育サービスの利用】

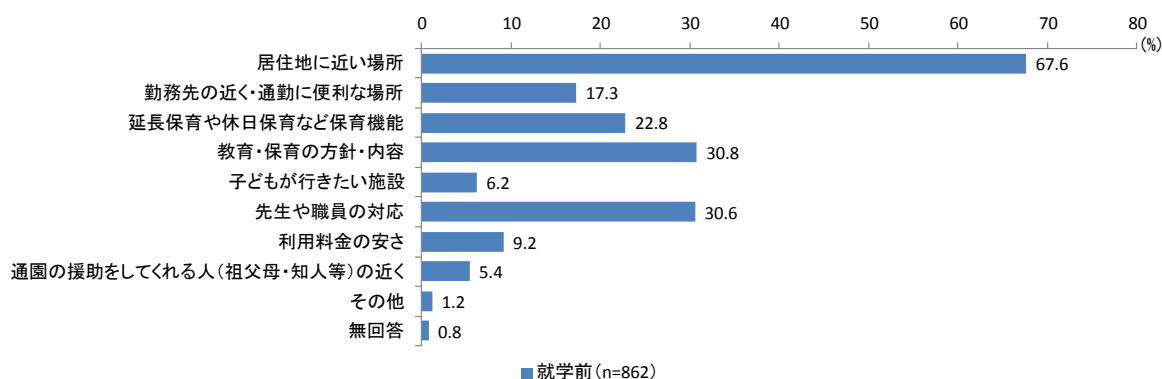
■利用開始年齢＜就学前のみ＞

施設やサービスを何歳のときから利用したいかという設問について、「3歳から」と回答した人の割合は21.7%、続いて「1歳から」(8.7%)となっています。



■サービスを選ぶ基準＜就学前のみ＞

教育・保育サービスを選ぶときに特に重視することについて、「居住地に近い場所」と回答した人の割合が67.6%と最も高く、次いで「教育・保育の方針・内容」(30.8%)、「先生や職員の対応」(30.6%)となっています。

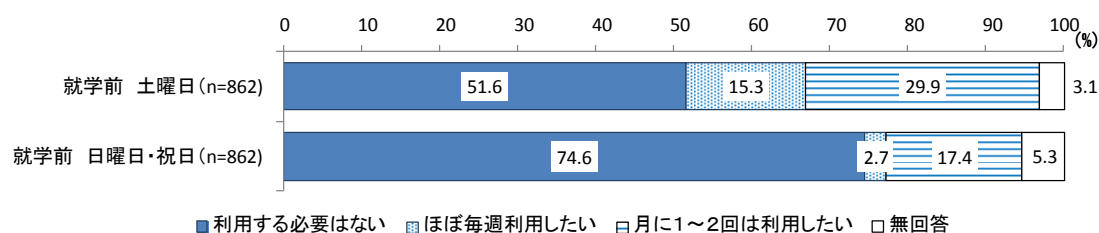


【土曜・休日や長期休暇中の利用希望】

■土曜日と日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望＜就学前のみ＞

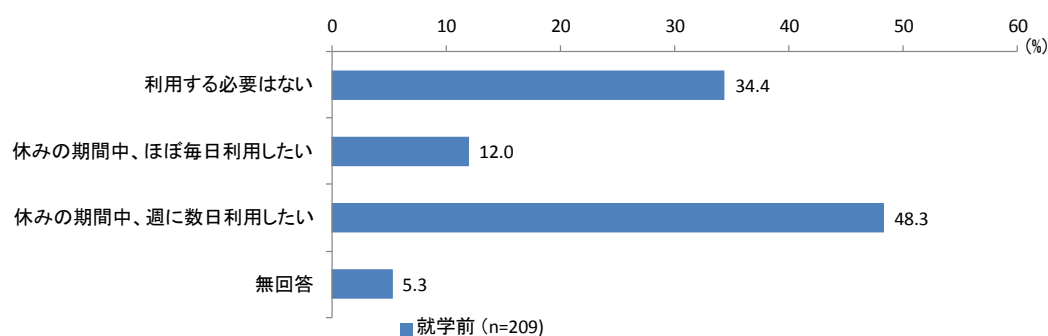
一時的なサービスを除く保育園や幼稚園の土曜日と日曜日・祝日の利用希望について、土曜日では、「利用する必要はない」と回答した人の割合が51.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」（29.9%）、「ほぼ毎週利用したい」（15.3%）となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」と回答した人の割合が74.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」（17.4%）、「ほぼ毎週利用したい」（2.7%）となっています。



～幼稚園利用者の長期の休暇期間中の利用希望＜就学前の幼稚園利用者のみ＞～

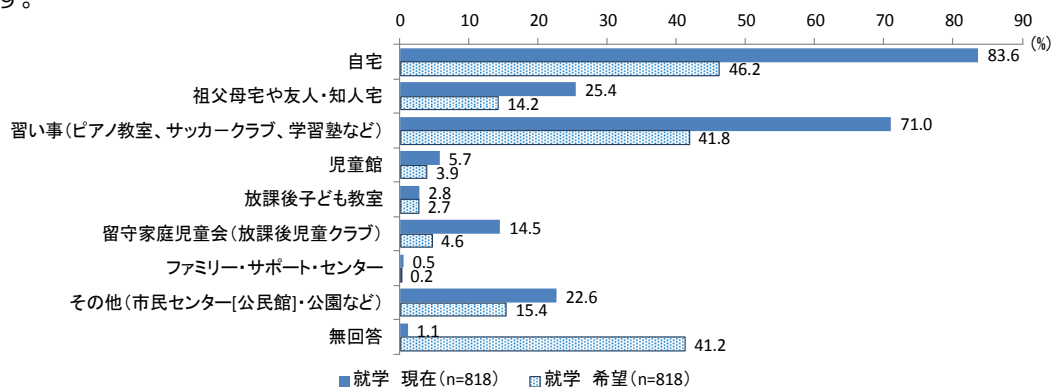
幼稚園利用者の長期の休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望について、「休みの期間中、週に数日利用したい」と回答した人の割合が48.3%と最も高く、次いで「利用する必要はない」（34.4%）、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（12.0%）となっています。



【放課後の過ごし方について】

■放課後の過ごし場所＜就学のみ＞

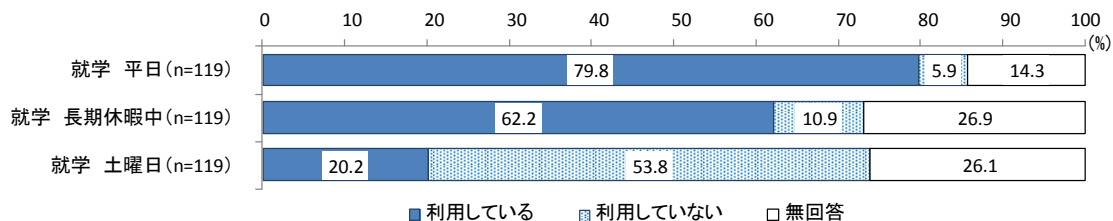
放課後の過ごし場所について、現在・希望ともに「自宅」と回答した人の割合が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」と回答した人の割合が高くなっています。



■留守家庭児童会の利用状況＜就学のみ＞

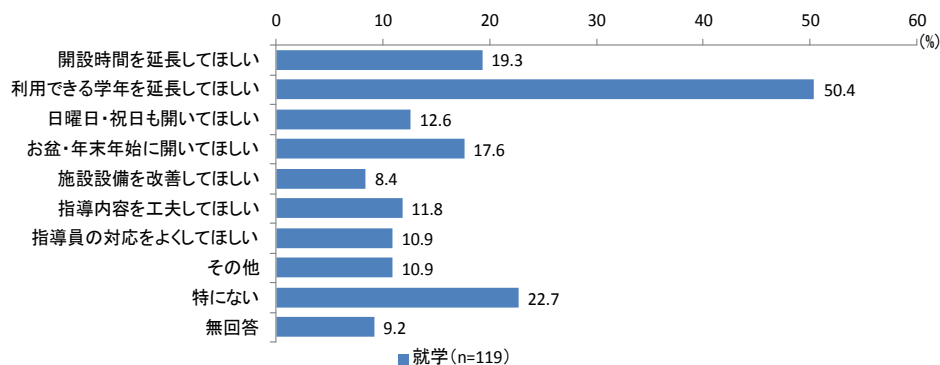
留守家庭児童会（放課後児童クラブ）を利用している人の利用状況について、平日・長期休暇中とともに、「利用している」と回答した人の割合が6割以上となっています。

また、土曜日の利用者は20.2%となっています。



■現在の留守家庭児童会に対する要望＜就学のみ＞

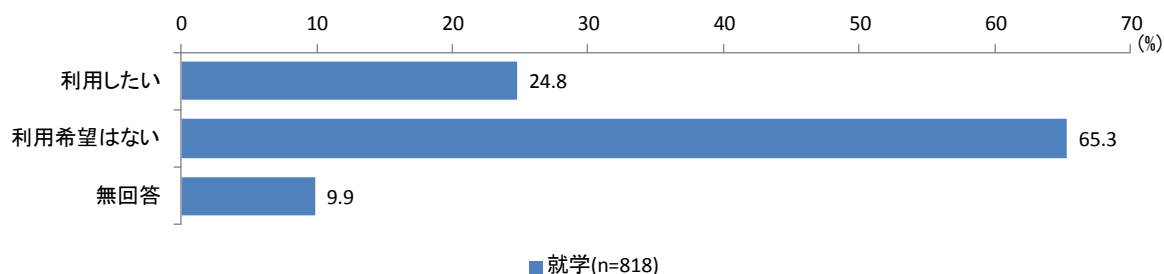
現在通っている留守家庭児童会（放課後児童クラブ）に対する要望について、「利用できる学年を延長してほしい」と回答した人の割合が50.4%と最も高く、次いで「特にない」（22.7%）、「開設時間を延長してほしい」（19.3%）の順になっています。



【放課後の過ごし方について】

■留守家庭児童会の利用希望＜就学のみ＞

留守家庭児童会（放課後児童クラブ）の今後の利用希望について、「利用したい」と回答した人の割合は24.8%、「利用希望はない」と回答した人の割合は65.3%となっています。



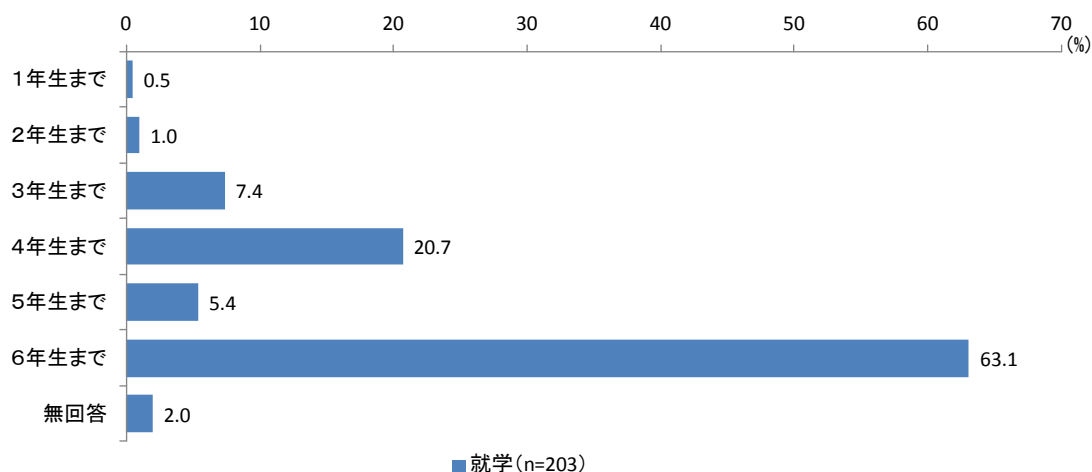
～学年別利用希望＜就学のみ＞～

学年別では、1～2年生の児童で、「利用したい」と回答した人の割合が5割以上と高くなっています。

区分	全体 (n=818)	学年別					
		1年生 (n=59)	2年生 (n=83)	3年生 (n=116)	4年生 (n=155)	5年生 (n=192)	6年生 (n=205)
利用したい	24.8	55.9	60.2	30.2	22.6	14.6	10.2
利用希望はない	65.3	37.3	36.1	59.5	69.7	75.0	76.1
無回答	9.9	6.8	3.6	10.3	7.7	10.4	13.7

～利用期間＜就学のみ＞～

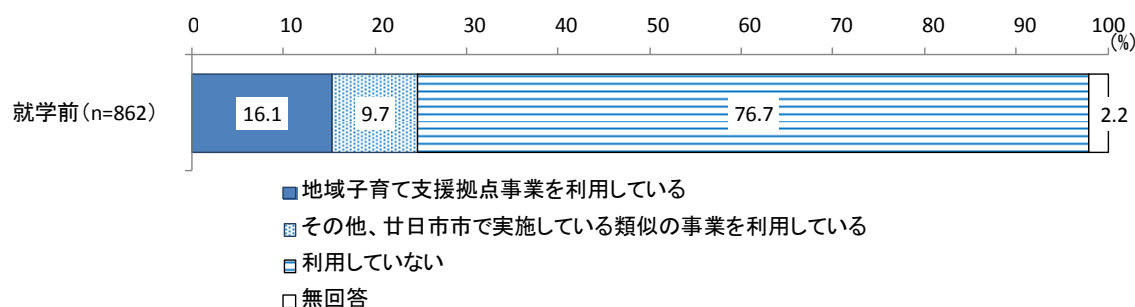
何年生まで利用したいかという設問について、「6年生まで」と回答した人の割合が63.1%と最も高く、次いで「4年生まで」(20.7%)、「3年生まで」(7.4%)となっています。



【子育て支援事業】

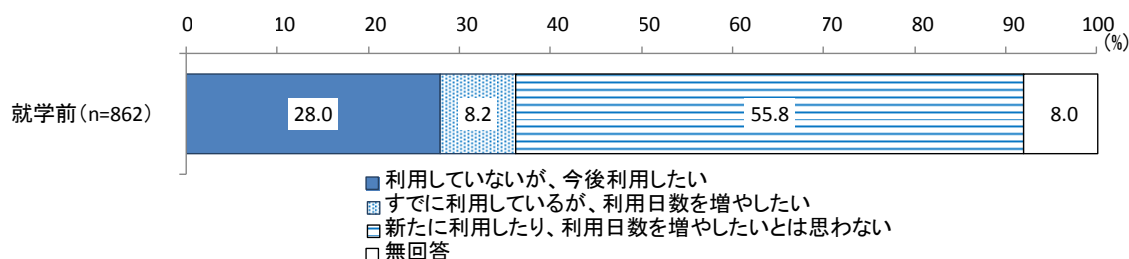
■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況＜就学前のみ＞

現在の地域子育て支援拠点事業の利用について、「利用していない」と回答した人の割合が76.7%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」（16.1%）、「その他、廿日市市で実施している類似の事業を利用している」（9.7%）となっています。



■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用希望＜就学前のみ＞

地域子育て支援拠点事業の今後の利用について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した人の割合が55.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」（28.0%）、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」（8.2%）となっています。

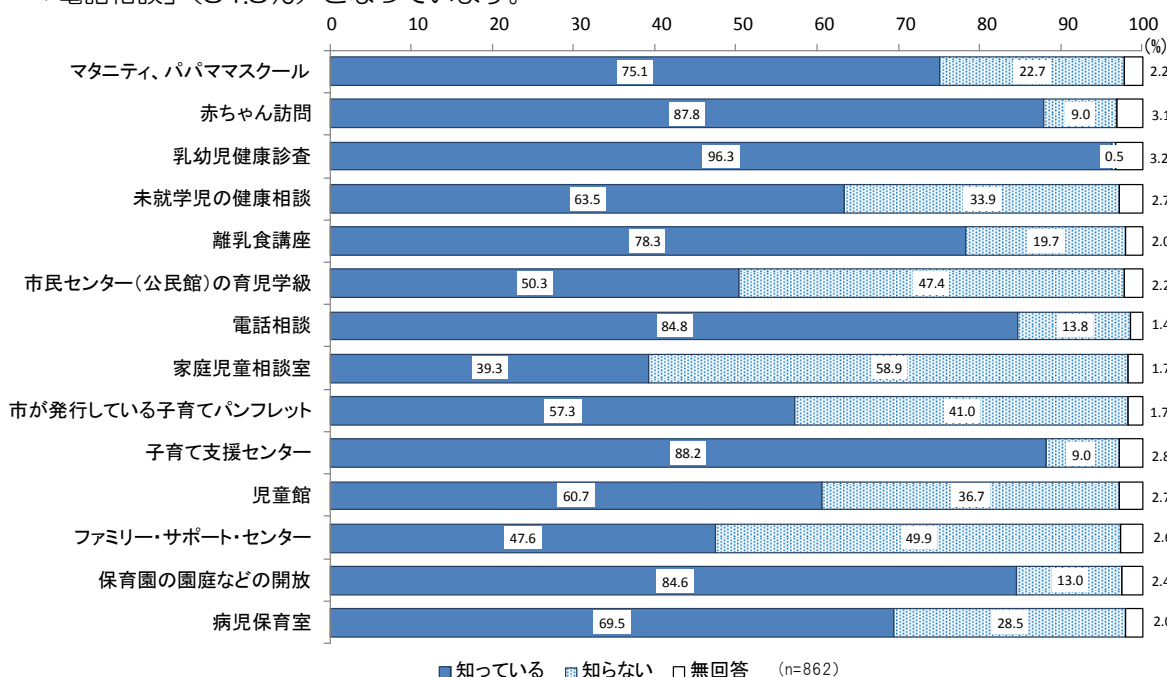


【子育て支援事業】

■各種事業の利用状況＜就学前のみ＞

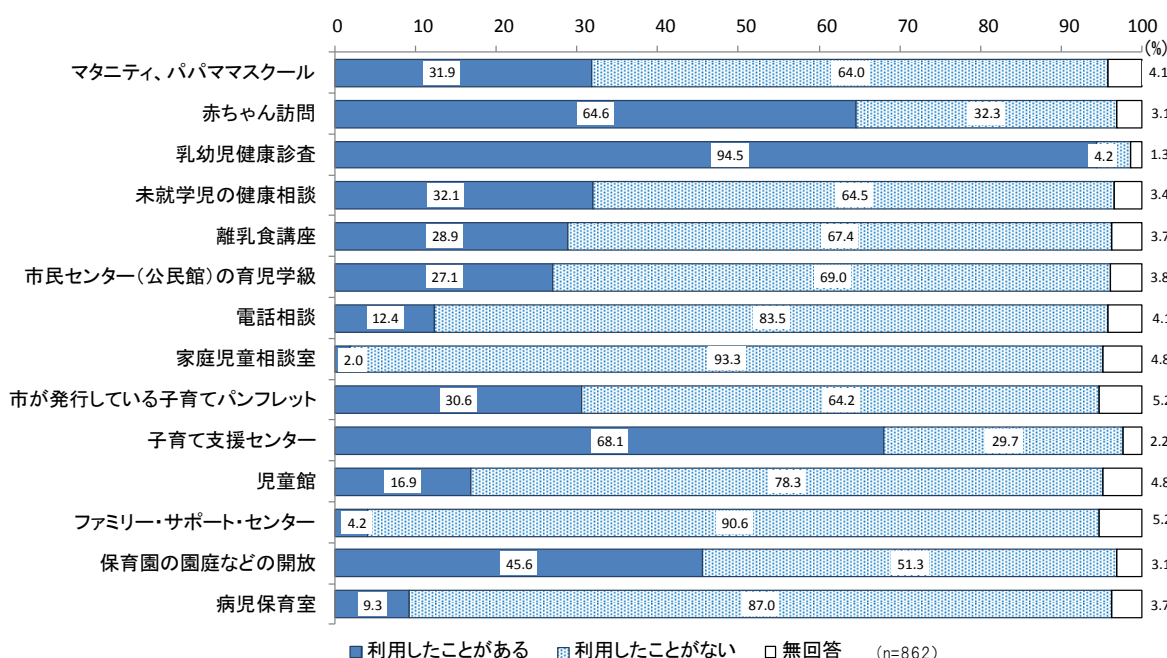
～各種事業の認知度＜就学前のみ＞～

就学前の各種事業の認知度について、「知っている」と回答した人の割合は、「乳幼児健康診査」が96.3%と最も高く、次いで「子育て支援センター」(88.2%)、「赤ちゃん訪問」(87.8%)、「電話相談」(84.8%)となっています。



～各種事業の利用状況＜就学前のみ＞～

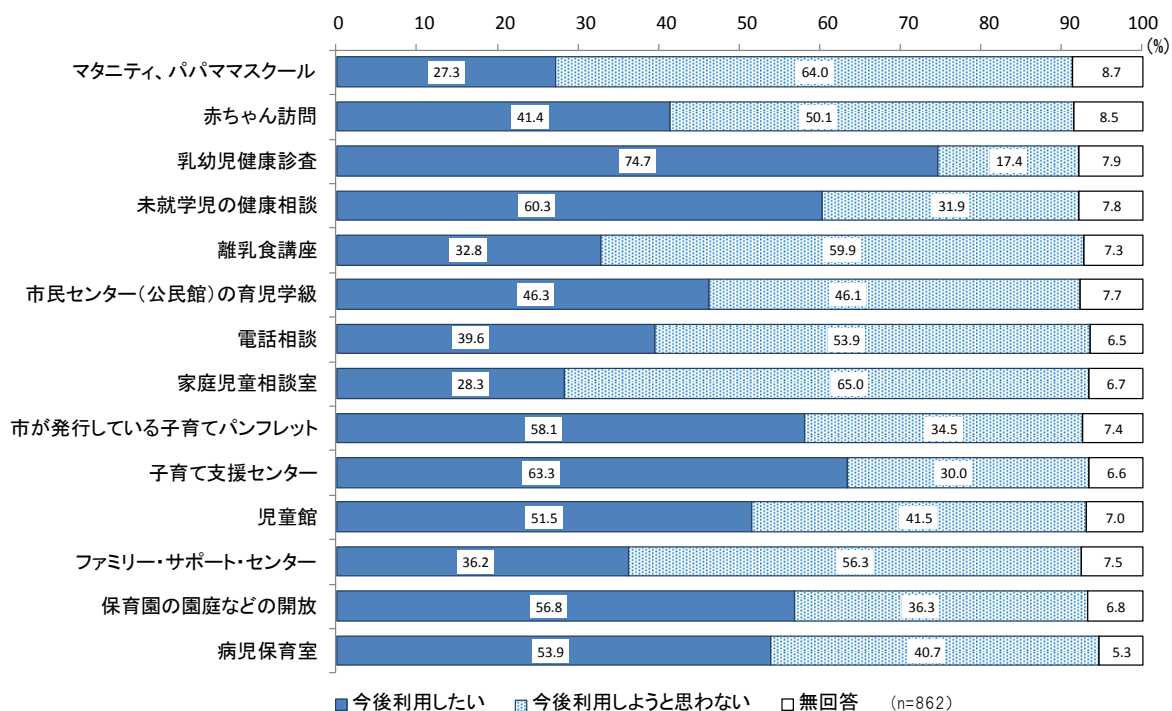
各種サービスの就学前の過去の利用について、「利用したことがある」と回答した人の割合は、「乳幼児健康診査」が94.5%と最も高く、次いで「子育て支援センター」(68.1%)、「赤ちゃん訪問」(64.6%)、「保育園の園庭などの開放」(45.6%)となっています。



【子育て支援事業】

■各種事業の利用希望＜就学前のみ＞

各種サービスの就学前の今後の利用希望について、「今後利用したい」と回答した人の割合は、「乳幼児健康診査」が74.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター」(63.3%)、「未就学児の健康相談」(60.3%)、「市が発行している子育てパンフレット」(58.1%)となっています。

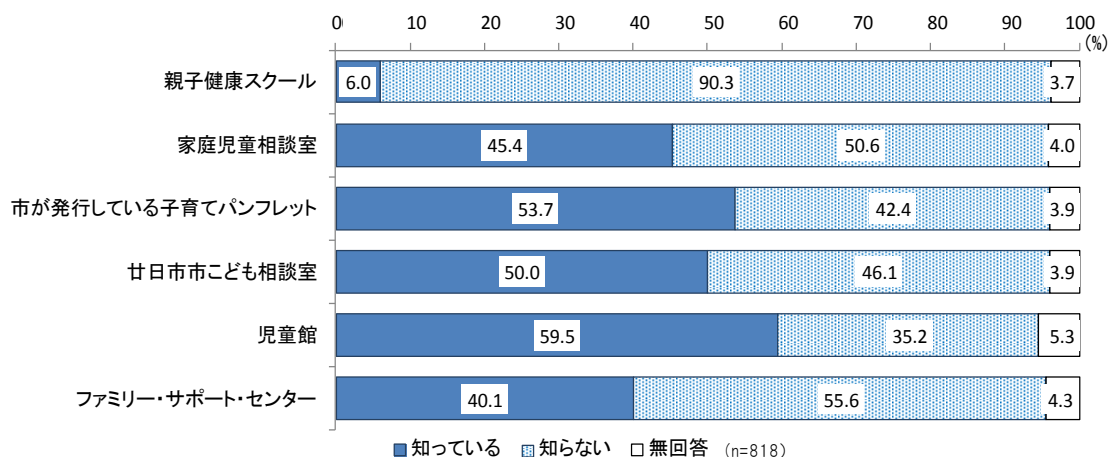


【子育て支援事業】

■各種事業の利用状況＜就学のみ＞

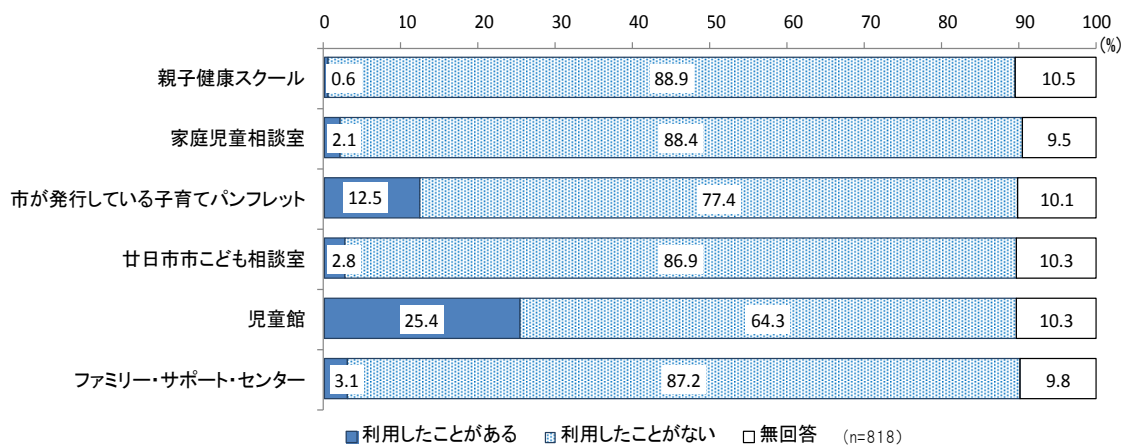
～各種事業の認知度＜就学のみ＞～

各種サービスの認知度について、「知っている」と回答した人の割合は、「児童館」が59.5%と最も高く、次いで「市が発行している子育てパンフレット」（53.7%）、「廿日市市こども相談室」（50.0%）となっています。



～各種事業の利用状況＜就学のみ＞～

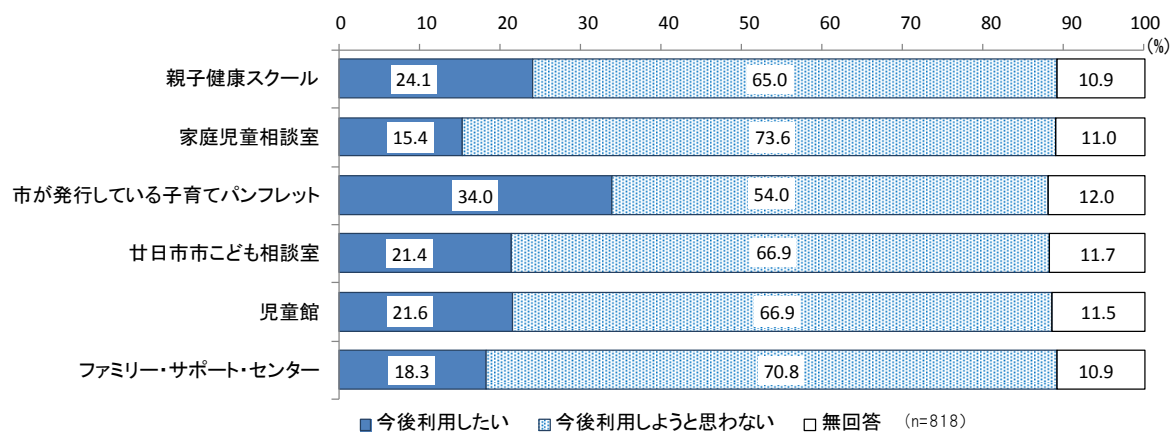
各種サービスの過去の利用について、「利用したことがある」と回答した人の割合は、「児童館」が25.4%と最も高く、次いで「市が発行している子育てパンフレット」（12.5%）、「廿日市市こども相談室」（2.8%）となっています。



【子育て支援事業】

■各種事業の利用希望＜就学のみ＞

各種サービスの今後の利用希望について、「今後利用したい」と回答した人の割合は、「市が発行している子育てパンフレット」が34.0%と最も高く、次いで「親子健康スクール」(24.1%)、「児童館」(21.6%)となっています。



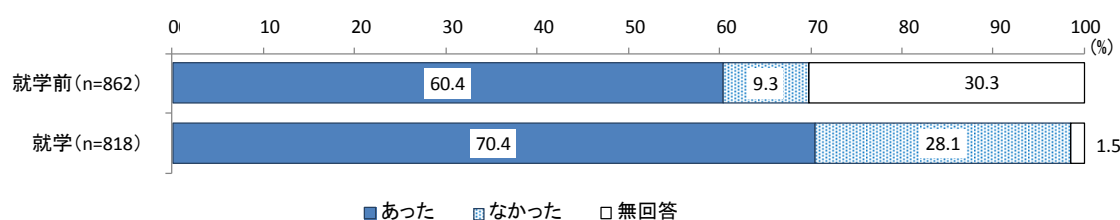
【子どもの病気の対応】

■子どもの病気時の状況＜就学前・就学＞

～現 状～

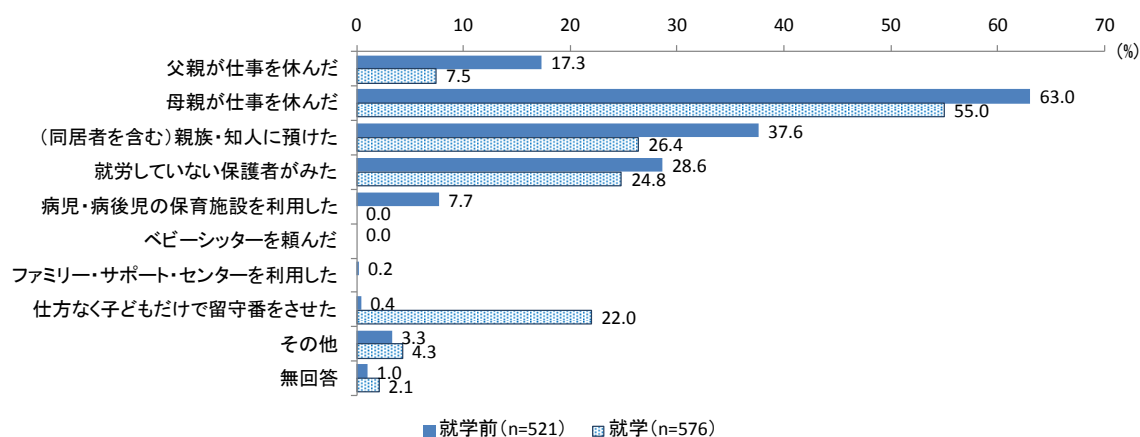
この1年間に、病気やケガで幼稚園や保育園・学校などを利用できなかったことについて、就学前では、「あった」と回答した人の割合が60.4%、「なかった」と回答した人の割合が9.3%となっています。

就学では、「あった」と回答した人の割合が70.4%、「なかった」と回答した人の割合が28.1%となっています。



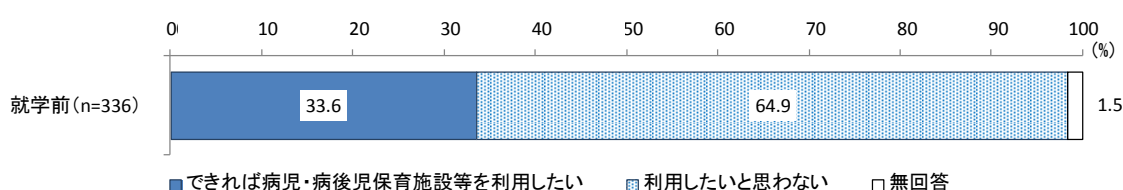
～対 応～

病気やケガで幼稚園や保育園・学校などを利用できなかったときの対応について、就学前・就学ともに、「母親が仕事を休んだ」と回答した人の割合が6割程度と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」「就労していない保護者がみた」となっています。



■病児・病後児保育施設等の利用希望＜就学前のみ＞

父親・母親が仕事を休んだ際、病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかどうかについて、就学前では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい(と思った)」と回答した人の割合は33.6%、「利用したいとは思わない」と回答した人の割合は64.9%となっています。

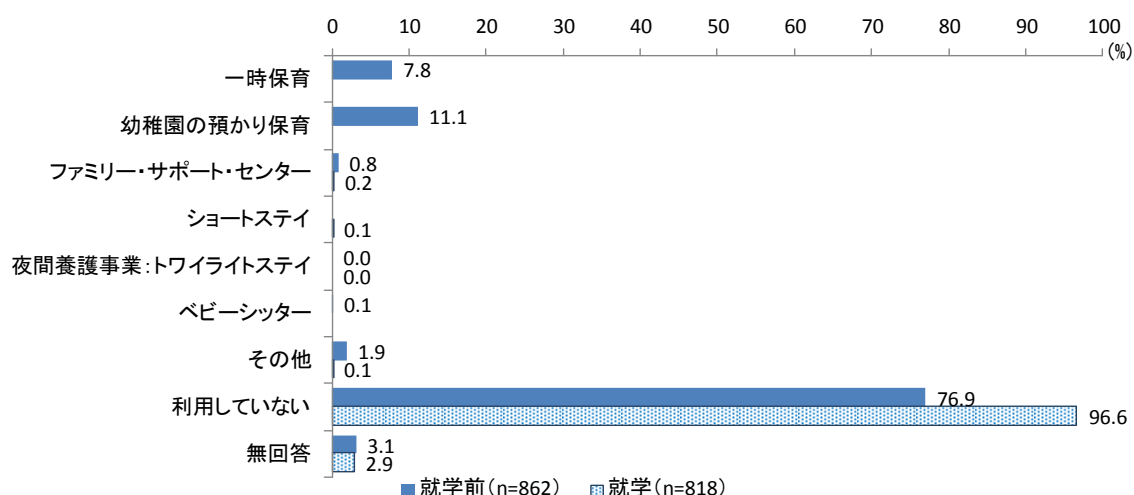


【不定期で子どもを預けるサービス】

■不定期で子どもを預けるサービスの現状＜就学前・就学＞

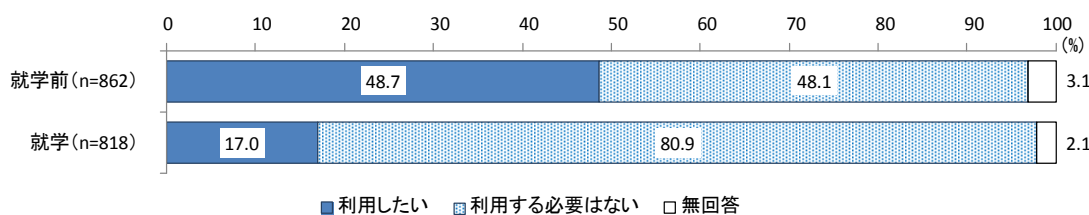
この1年間に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用したサービスについて、就学前・就学ともに「利用していない」と回答した人の割合が最も高くなっています。

就学前では、「利用していない」に次いで、「幼稚園の預かり保育」(11.1%)、「一時保育」(7.8%)となっています。



■不定期で子どもを預けるサービスの利用希望＜就学・就学前＞

今後、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、子どもを預ける事業を利用したいかどうかについて、「利用したい」と回答した人の割合は、就学前では 48.7%、就学では 17.0%となっています。

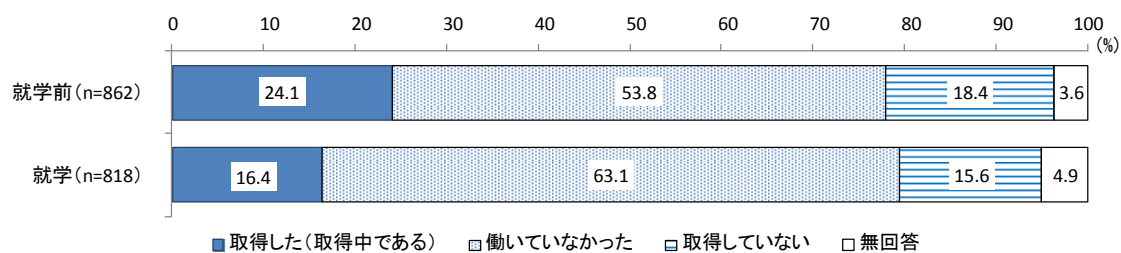


【仕事と子育ての両立（育児休業・短時間勤務）】

■ 育児休業の現状＜就学前・就学＞

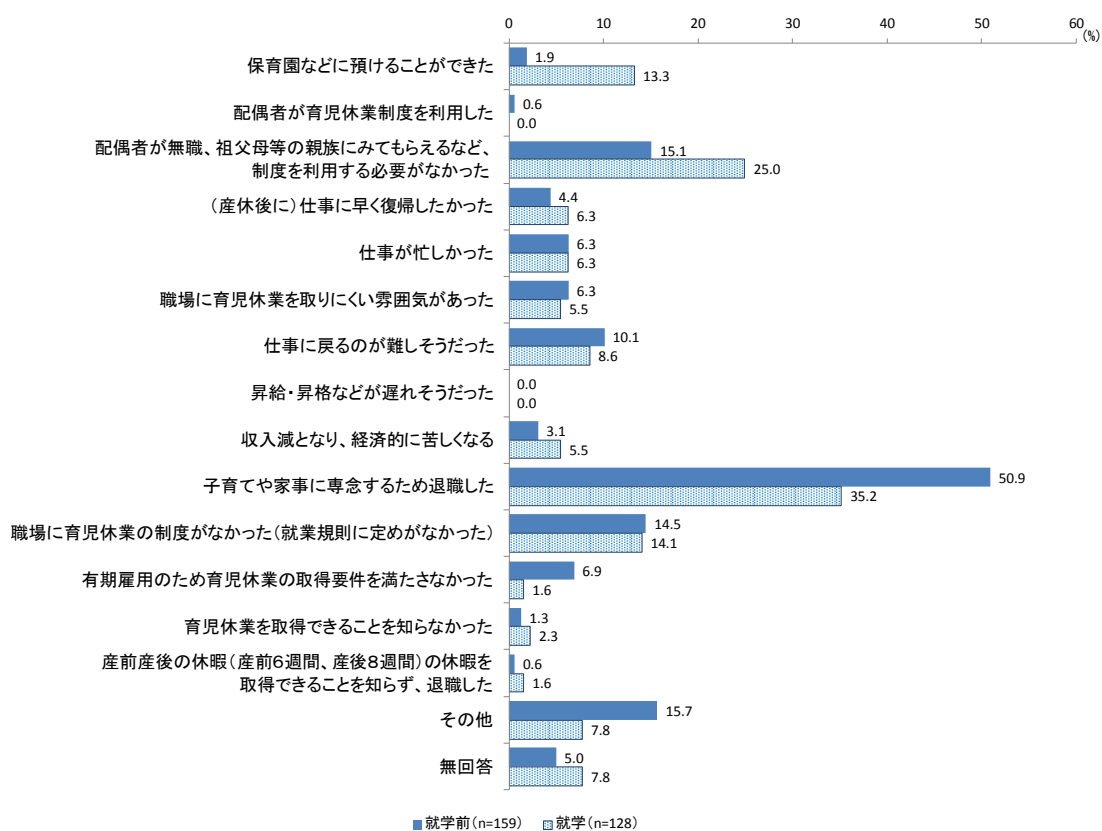
～現 状～

母親の育児休業について、「取得した（取得中である）」と回答した人の割合は、就学前で24.1%、就学では16.4%となっています。



～育児休業を取得していない理由（母親）～

母親が育児休業を取得していない理由について、就学前・就学ともに「子育てや家事に専念するため退職した」と回答した人の割合が最も高く、次いで「配偶者が無職等、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。



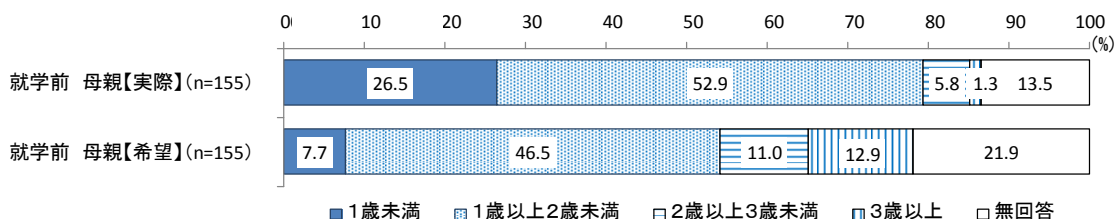
【仕事と子育ての両立（育児休業・短時間勤務）】

■育児休業の現状＜就学前のみ＞

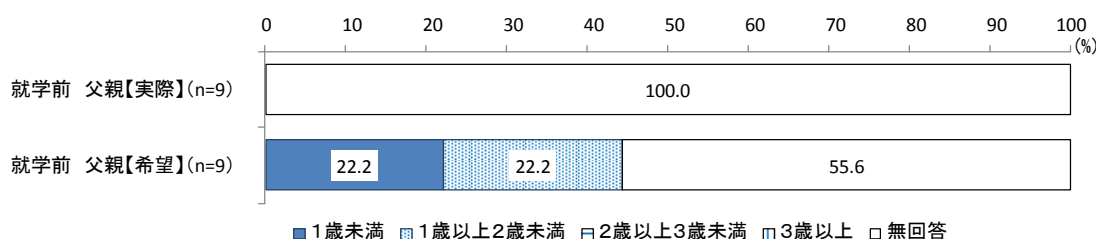
～何歳で職場復帰したか～

(母親)

母親の実際の取得期間は「1歳以上2歳未満」と回答した人の割合が52.9%と最も高く、次いで、「1歳未満」(26.5%)となっています。希望の取得期間として「1歳未満」と回答した人の割合は7.7%で、実際は、希望する期間取得できていない状況であることが分かります。



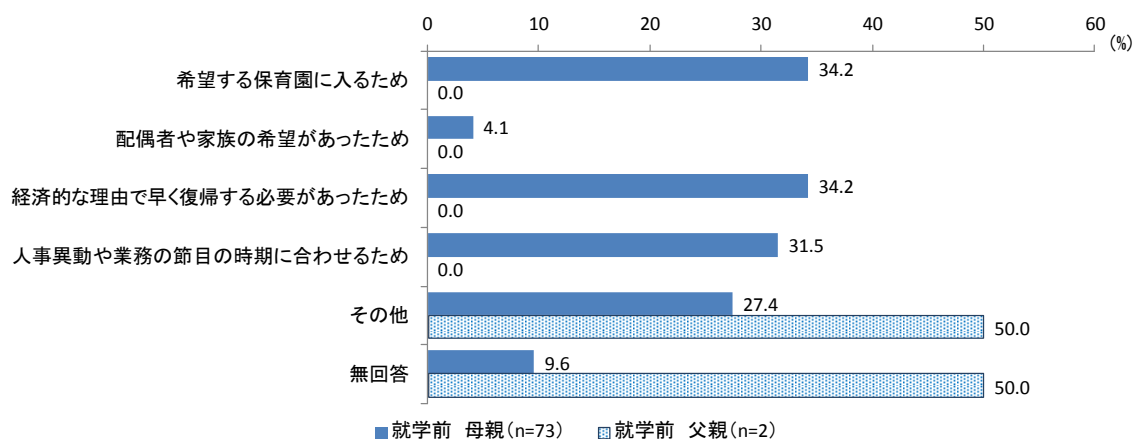
(父親)



～希望の時期に職場復帰しなかった理由～

【「希望」より早く復帰した方】

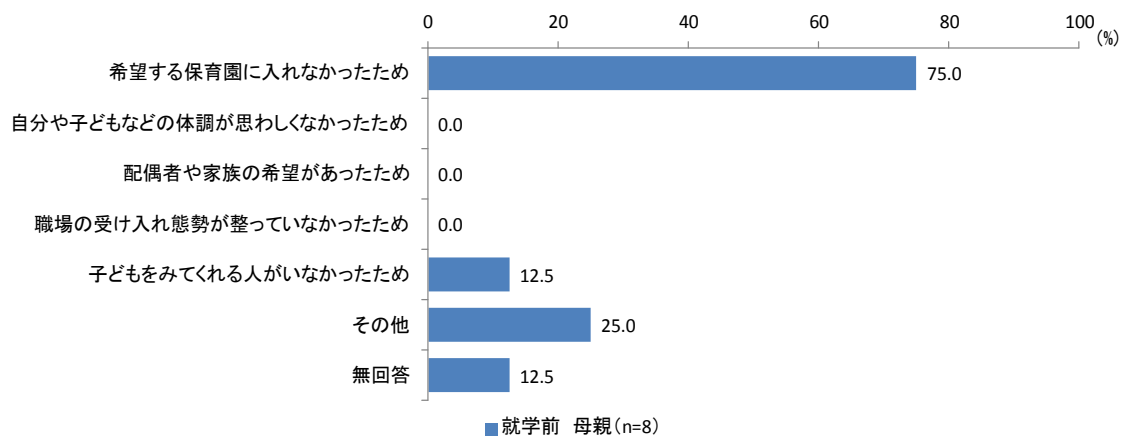
母親は「希望する保育園に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」と回答した人の割合がともに34.2%と最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(31.5%)となっています。



■「希望」より遅く復帰した方

母親では「希望する保育園に入れなかったため」と回答した人の割合が75.0%と最も高く、次いで「その他」(25.0%)、「子どもをみてくれる人がいなかったため」(12.5%)のとなっています。

※父親は回答者なし



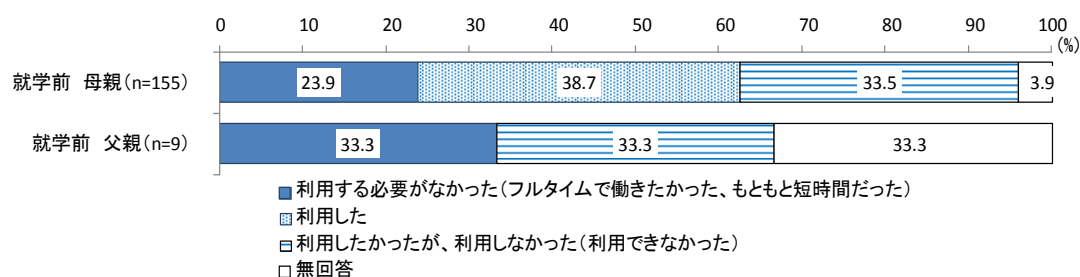
【仕事と子育ての両立(育児休業・短時間勤務)】

■育児休業の現状<就学前のみ>

～短時間勤務をしたか～

母親では「利用した」と回答した人の割合が38.7%と最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」(33.5%)、「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間だった)」(23.9%)となっています。

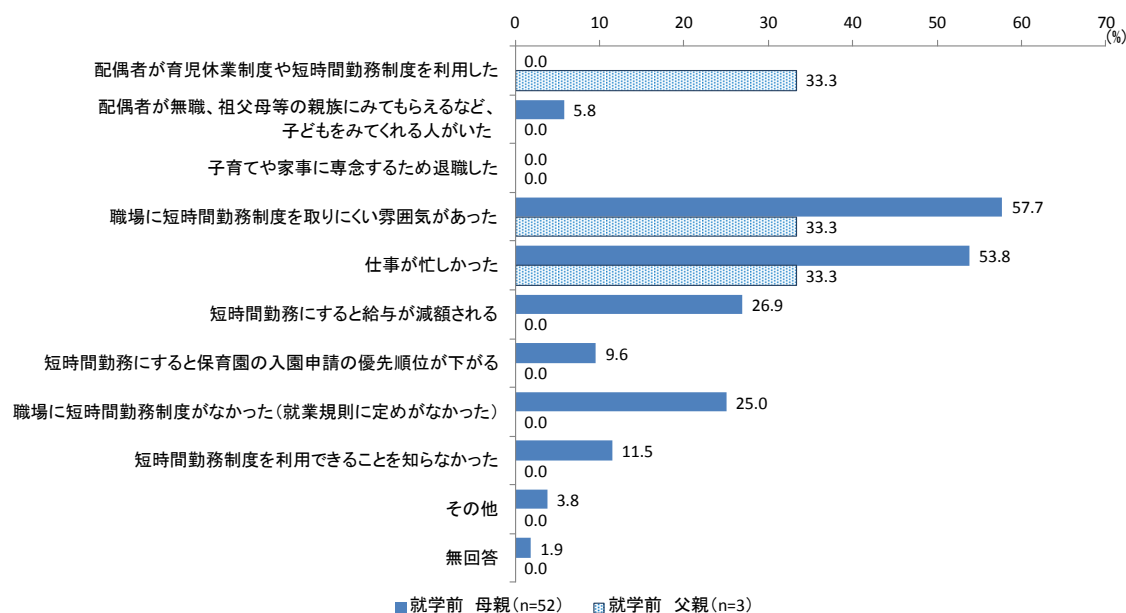
また、父親では「利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間だった)」と回答した人の割合が、ともに33.3%となっています。



～短時間勤務を利用しなかった理由～

母親では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」と回答した人の割合が57.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(53.8%)、「短時間勤務にすると給与が減額される」(26.9%)となっています。

また、父親では「配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した」「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が、ともに33.3%となっています。



5 廿日市市子育て支援行動計画の検証

平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までを計画期間とする「廿日市市子育て支援行動計画（後期計画）」の重点事業の進捗状況は次のとおりです。

※進捗状況の数値は各年度末現在。

■平成 25 (2013) 年度末の数値に基づく評価

指標の区分	評価の区分			合計
	A	B	C	
行動指標	5	2	2	9
成果指標	9	4	1	14

A：達成（100%以上）

B：達成率 80%以上

C：達成率 80%未満

基本目標【1】 子どもの生きる力を育む

【テーマ】 親子や地域のきずなを大切にし、子どもの生きる力を育む

【重点事業】 親と子のきずなをあらためて考える機会をつくる

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				評価
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
子育てサポーター養成講座延べ受講者数	582 人	211 人	343 人	415 人	501 人	563 人	B
母子保健推進員の数	60 人	43 人	52 人	52 人	52 人	54 人	B
サポートブック講座開催回数	3 回/年	0 回/年	3 回/年	3 回/年	0 回/年	0 回/年	C

成果指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				評価
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
1 日 1 回は家族と食事をする割合（3 歳）	増加 傾向へ	87.3%	95.5%	93.4%	92.3%	92.5%	A
こんにちは赤ちゃん事業実施訪問割合	100%	88.0%	94.5%	93.0%	99.6%	99.1%	B
子育てに不安を持っている親の割合	35.9%	39.3 %	39.4%	45.7%	40.5%	30.7%	A

【テーマ】 自らの力で立つはつかいちっ子を育てる

【重点事業】 子どもの自主性を尊重し社会性を育て生きる力を育む
感動体験を通して生きる力を育む

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
地域による支援体制が整っている中学校区の数	9 校区	0 校区	2 校区	4 校区	6 校区	8 校区	A

成果指標								
指 標		平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				評価
				平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
学校や社会のルールを守っていると認識している児童・生徒の割合	小学校 5 年生	増加傾向へ	84.3%	87.7%	89.0%	87.9%	89.6%	A
	中学校 2 年生	増加傾向へ	88.0%	89.3%	89.4%	89.0%	89.3%	A
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学校 5 年生	増加傾向へ	90.0%	89.4%	90.9%	91.1%	92.8%	A
	中学校 2 年生	増加傾向へ	75.8%	78.6%	76.6%	75.7%	75.3%	B
相手の意見を受け入れながら自分の考えを話すことができると思っている児童・生徒の割合	小学校 5 年生	増加傾向へ	69.2%	69.3%	70.0%	71.6%	71.2%	A
	中学校 2 年生	増加傾向へ	71.1%	74.3%	69.5%	70.6%	69.0%	B

基本目標【2】 子育てを支える

【テーマ】 健やかなはつかいっ子を育てる

【重点事業】 子育て家庭を支える体制の充実

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
ファミリー・サポート・センターの継続設置	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	A

成果指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
子育てに不安を持っている親の割合（再掲）	35.9%	39.3%	39.4%	45.7%	40.5%	30.7%	A

【テーマ】 仕事と子育ての両立支援 ～ワーク・ライフ・バランス～
 【重点事業】 保育事業の充実
 子育てしやすい労働環境に向けた啓発

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
保育園の定員（毎年度 4 月 1 日現在）	2,665 人	2,595 人	2,695 人	2,735 人	2,765 人	2,765 人	A
仕事と生活の両立に関する啓発セミナーなどの開催回数	1 回/年以上	2 回/年	2 回/年	5 回/年	5 回/年	1 回/年	A

成果指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
待機児童数（毎年度 4 月 1 日現在）	0 人	21 人	13 人	1 人	0 人	0 人	A
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業数（一般事業主行動計画策定状況）	30 団体	20 団体	23 団体	49 団体	68 団体	70 団体	A

【テーマ】 子育て親子が安心して集える場づくり

【重点事業】 身近な地域での居場所づくり

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
プレイルールの整備・増設	5 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	C

成果指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
プレイルールの利用者数	38,675 人	35,687 人	35,465 人	34,397 人	38,761 人	36,491 人	B

基本目標【3】情報を広く提供する

【テーマ】 子育て情報の充実と発信

【重点事業】 情報を広く分かりやすく提供する

行動指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
子育て専用ホームページの開設	開設	—	—	開設	開設	開設	A

成果指標							
指 標	平成 26 年度 目標値	平成 20 年度 末現在	進捗状況				
			平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価
子育て専用ホームページのアクセス数	72,000 件/年	—	—	13,457 件/年	21,189 件/年	21,625 件/年	C

第2章

計画の基本的考え方

1 将来像

子どもは社会の宝であり、人の営みを未来につなげるかけがえのない存在です。

児童福祉法第1条は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」としており、社会全体で子どもの成長を見守り、育ていくことが規定されています。私たちは、子どもが豊かな人間性と生きる力を育み、夢や目標を実現できるよう、子どもたちを大切に守り、育てていかなければなりません。

近年、個人の価値観や生活スタイルの多様化、高齢化等により、地域社会の機能が弱まっています。また、家族形態が多様化する中、地域での子育て家庭の孤立や家庭での教育力の低下が指摘されています。

本市では、子育ての責任は第一義的には保護者にあることを前提にしながらも、こうした現状を地域の課題ととらえ、子どもの育ちを地域で見守り、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要と考えます。

子どもが心豊かに成長し、いきいきと暮らせる社会、親が子どもを安心して産み育てることができる社会、未来の廿日市市の担い手を育てるため社会全体で応援する社会をめざし、本計画の将来像を次のとおり掲げます。

つながり支えあう 子育てのまち はつかいち

2 基本目標

将来像に基づき次の3つの基本目標を設定します。これらの基本目標を実現するため、各種施策を展開していきます。

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

子どもはさまざまな発達の段階を経て成長します。特に幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期となります。

子どもが生活や遊びなどさまざまな体験を通じて、自我や主体性、周囲の人々への思いやり、豊かな感情表現を身に付け、人間として生きるための基本的な力を身に付けることができるよう、教育・保育サービスの量の拡充を図るとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する

子育ては、子どもと親が互いに成長しながら、喜びと生きがいをもたらす尊い営みです。

家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされ、廿日市市に住んでよかったと思えるように、出生前から青年期まで子どもと子育て家庭を切れ目なく支援します。ライフステージに応じた多様なサービスを提供し、子育て家庭を総合的に支援するとともに、発達段階に応じた質の高いサービスを提供し、子どもの豊かな心と身体、生きる力を育みます。

基本目標3 地域力で子育てを支える

本市には、町内会、自治会、区、コミュニティ団体、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など各種団体がさまざまな活動に取り組んでいます。

市民の子育てへの主体的な参画を推進し、地域、事業者、行政など地域社会を構成するすべての人々が子どもの健やかな成長の実現という目的を共有し、地域全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、支えあえるまちづくりを進めます。

3 施策の体系図

将来像

基本目標

基本方針

つながり支えあふ 子育てのまち はつかいち

1 教育・保育サービスを
充実させる

1 教育・保育量を
充足させる

2 幼保小が連携し、
教育・保育の質を
向上させる

3 安全・安心な教育・
保育環境をつくる

2 子どもの育ちと
子育て家庭を応援する

1 子どもと母親の
健康づくりを支える

2 身近に利用できる
サービスを拡充する

3 仕事と子育ての
両立を支える

4 豊かな心と
生きる力を育む

3 地域力で子育てを支える

1 相談しやすい環境を
整えて、すべての子ど
もと子育て家庭をき
め細かく支援する

2 地域住民の子育てへ
の参画を促進する

3 地域の子どもの安全
を地域で守る

数値目標	●は子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項（必須項目）	ページ
●0歳～2歳の保育園定員 ●利用者支援事業の実施箇所数（保育コンシェルジュの設置）		54
・公立保育園の第三者評価制度実施率 ・幼保小の連携による接続カリキュラムの策定		55
・公立保育園の耐震化工事実施園数 ・小・中学校の耐震化工事進捗率 ・保育園ごとの防災マニュアルの策定		56
●妊婦健康診査受診者数 ●乳児家庭全戸訪問事業実施件数 ・乳児家庭全戸訪問事業実施割合 ・乳幼児健診受診率（集団健診） ・朝食を毎朝食べる子どもの割合		58
●子育て支援センターの利用者数 ・子育て支援センター設置箇所数 ●幼稚園での預かり保育の利用者数 ●保育園での一時保育の利用者数		60
●延長保育の定員 ●ファミリー・サポート・センターの利用者数 ●子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用者数 ●病児保育の利用者数 ・延長保育の実施園数 ・一時保育の実施園数 ・休日保育の実施園数 ・ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業数（一般事業主行動計画策定状況）		62
●留守家庭児童会の定員 ・留守家庭児童会の終了時間 ・放課後子供教室の実施学校数 ・一体型の留守家庭児童会・放課後子供教室の実施学校数 ・地域による支援体制が整っている学校区の数（学校支援地域本部の設置対象学校区数） ・将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 ・図書館の絵本蔵書冊数		64
●要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議件数 ●養育支援訪問事業訪問件数 ・児童発達支援センター設置箇所数 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業（日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成）		66
・子育てサポーター養成講座受講者数（累計） ・ファミリー・サポート・センターの提供会員数 ・イベント等での子育てコーナー（授乳やおむつ替えスペース）の設置回数		68
・交通安全教室の実施回数（幼稚園・保育園・小学校） ・子どもの交通事故発生件数（幼児・小学生・中学生） ・都市公園として確保する緑地		70

4 教育・保育サービスの提供区域

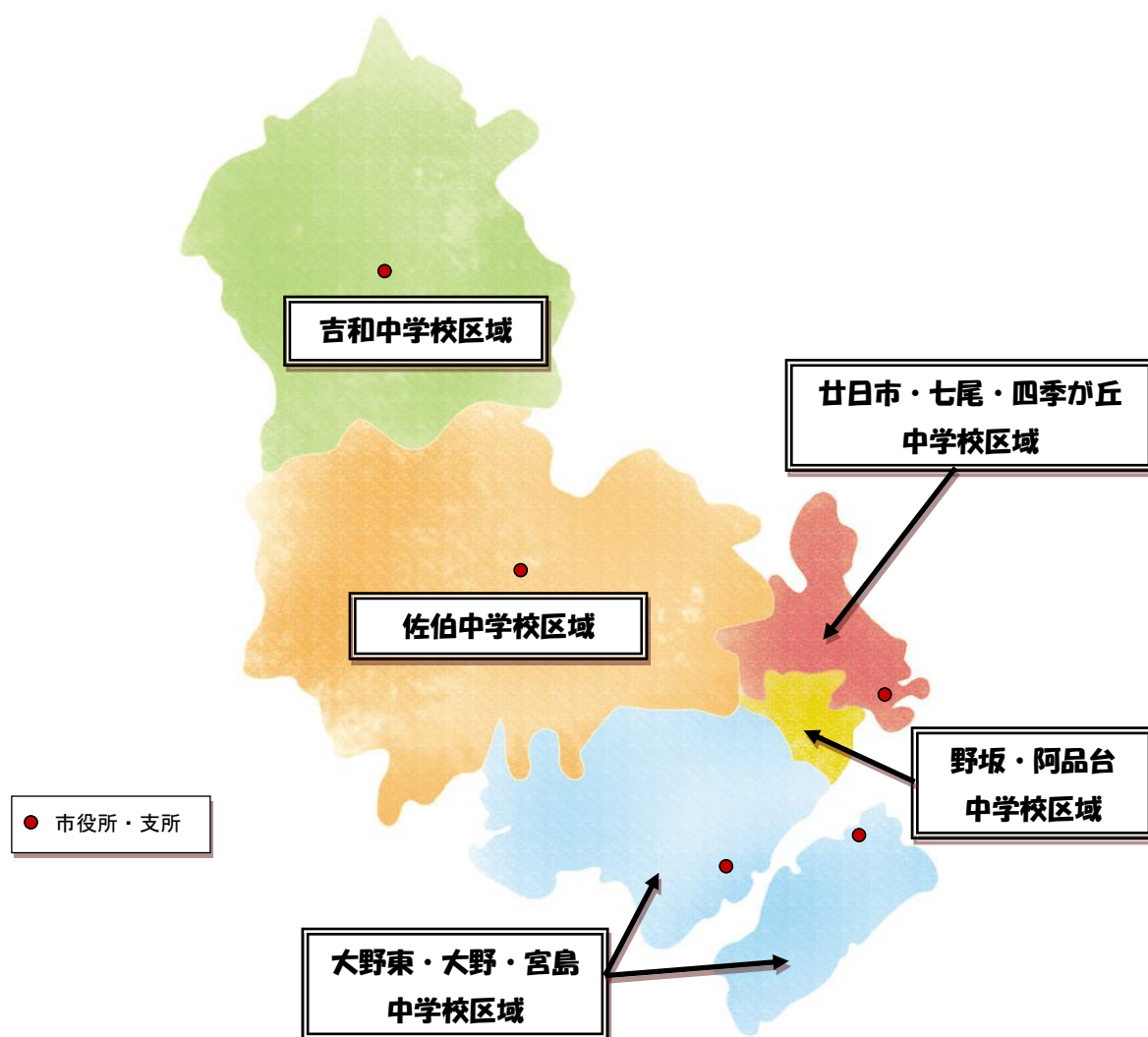
(1) 提供区域の設定

本計画では、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）を設定しています。

提供区域の設定に当たっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件」を総合的に勘案して、小学校区や中学校区など、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めることになっています。

本市では、地域の特性、既存施設の状況、交通利便性、人口推計、ニーズ量等を判断材料として多角的に検討を行い、次の5つの提供区域を設定しました。

- ① 廿日市・七尾・四季が丘中学校区域
- ② 野坂・阿品台中学校区域
- ③ 佐伯中学校区域
- ④ 吉和中学校区域
- ⑤ 大野東・大野・宮島中学校区域



(2) 各提供区域の特性

ア 廿日市・七尾・四季が丘中学校区域

JR 廿日市駅、JR 宮内串戸駅を中心とした 3 つの中学校区からなる区域です。JR、バス、広電が運行しており、利便性の高い区域です。教育・保育施設も整備されています。

【区域の教育・保育施設数】

- ・ 保育園 8（内、民間 2）
- ・ 幼稚園 4

イ 野坂・阿品台中学校区域

JR 阿品駅を中心とした 2 つの中学校区からなる区域です。JR、バス、広電が運行しており、利便性の高い区域です。教育・保育施設も整備されています。

【区域の教育・保育施設数】

- ・ 保育園 4
- ・ 幼稚園 1
- ・ 認定こども園 1

ウ 佐伯中学校区域

合併前の旧佐伯町を一区域とする 1 つの中学校区からなる区域です。幼稚園、保育園のほか、児童館等の施設が一定量整備されています。

【区域の教育・保育施設数】

- ・ 保育園 3（内、休園 1）
- ・ 認定こども園 1

エ 吉和中学校区域

合併前の旧吉和村を一区域とする 1 つの中学校区（小中一貫校）からなる区域です。廿日市市役所まで約 40km の距離があります。

【区域の教育・保育施設数】

- ・ 保育園 1

オ 大野東・大野・宮島中学校区域

合併前の旧大野町及び旧宮島町を一区域とする 3 つの中学校区からなる区域で、沿岸部に人口、行政サービスが集中しています。宮島中学校区域には保育園はありませんが、宮島幼稚園（市立）で預かり保育を実施しています。

【区域の教育・保育施設数】

- ・ 保育園 6
- ・ 幼稚園 2

5 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定に当たっては、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、広域性や地域性を考慮しました。

各サービスの利用状況、定員のほか、施設の設置場所等を踏まえ、地域子ども・子育て支援サービスの提供区域は基本的には「市全域」としました。

ただし、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、各小学校または小学校周辺での実施となることから、「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域
①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）	市全域
②時間外保育事業（延長保育）	市全域
③実費徴収に係る補足給付を行う事業（日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成）	市全域
④放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	小学校区
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	市全域
⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
⑦養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する資する事業	市全域
⑧地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	市全域
⑨一時預かり事業	市全域
⑩病児保育事業（病児・病後児保育）	市全域
⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
⑫妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	市全域

第3章

事業計画

基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる



基本方針 1 教育・保育量を充足させる

基本方針の考え方

少子高齢化の進行や核家族の増加、働き方の多様化等により、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

市では、保護者のニーズに対応するため、以前から保育園の受け入れの拡大を図ってきましたが、年度中途から待機児童が発生し、特に、3歳未満児童については受け皿が大幅に不足している状態です。

このような状況に対応するため、認定こども園、保育園の拡充のほか、小規模保育や事業所内保育など地域型保育事業の積極的な活用により、教育・保育サービスの全体量を増やし、子育て家庭が希望するサービスを選択できるよう受け皿を整備します。

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を合わせ持ち、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができるため、認定こども園への移行を希望する事業者については、円滑に移行できるよう支援します。

具体的な取り組み

- 無認可保育所の認可化、私立保育園の誘致により、保育サービス量を増やします。
- 幼稚園、保育園のほか、認定こども園、地域型保育事業など、多様な教育・保育サービスを提供します。
- 適正なサービス量になるように地域ごとの需給バランスを整えます。
- 産前産後期間、産後・育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保を図ります。

数値目標

指標名		平成 26 年度(実績)		平成 31 年度(目標)
● 0 育 園 2 定 員 の	廿日市・七尾・四季が丘中学校区	369 人	⇒	679 人
	野坂・阿品台中学校区	223 人		348 人
	佐伯中学校区	117 人		117 人
	吉和中学校区	9 人		9 人
	大野東・大野・宮島中学校区	229 人		384 人
	合計（市全域）	947 人		1,537 人
●利用者支援事業の実施箇所数 （保育コンシェルジュの設置）		0 か所		1 か所

（注）●の指標については、「計画期間中の各サービスの需要量と確保の方策」（P75～）に各年度の需要量と確保の方策を記載しています。

基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる



基本方針 2 ¹幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる

基本方針の考え方

近年、小学校へ入学した1年生が「授業中に座ってられない」「集団行動ができない」といった²「小1プロブレム」が問題となっています。

このような子どもたちの困難な状況を克服するためには、幼稚園や保育園では小学校での集団生活を想定した基本的な生活習慣を育成し、小学校では幼児期の教育を踏まえた指導を行うなど、小学校への円滑な接続に向けた取り組みを幼保小が連携して行うことが必要です。

一部の公立保育園と小学校では、交流会や保育士と学校教諭の連携会議等を開催し、互いの理解と連携に取り組んでいるものの、全市的な取り組みには至っていません。

こうしたことから、幼稚園、保育園、小・中学校が、子ども一人ひとりの心身の健康と発達について情報共有し、スムーズな移行ができるような環境づくりを進めます。

また、集団保育が可能な障がい児の教育・保育施設への受け入れを促進するとともに、保育士・教員の合同研修を実施するなど専門的知識の習得と技術の向上を図ります。

さらに、幼稚園、保育園の合同研修や第三者評価制度を活用し、教育・保育全体の質の向上を図ります。

具体的な取り組み

- 連携会議（協議会等）を定期的に関催し、情報を共有します。
- 幼稚園と保育園の合同研修を実施します。
- 小1プロブレム解消のため、幼保小が連携して接続カリキュラム（スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム）を策定します。
- 幼稚園幼児指導要録と保育所児童保育要録の様式を統一します。
- 保育園での第三者評価制度を導入します。
- 幼稚園や保育園等の職員の処遇改善を行い、人材の確保を図ります。

数値目標

指標名	平成25年度(実績)		平成31年度(目標)
公立保育園の第三者評価制度実施率	未実施	⇒	100%
幼保小の連携による接続カリキュラムの策定	未策定		策定

¹ 幼稚園、保育園、小学校

² 小学校に入学したばかりの1年生が、授業中に座ってられない、集団行動が取れない、先生の話を聞かないなどの状態が続き、学級での授業が成り立ちにくい状況が継続すること。

基本目標 1 教育・保育サービスを充実させる



基本方針 3 安全・安心な教育・保育環境をつくる

基本方針の考え方

全国各地で、子どもが犠牲となる災害や、被害者になる事件・事故が発生しています。災害、事件・事故から子どもを守り、安全・安心な教育・保育環境を提供することは、子どもの健やかな成長に欠かせない視点です。

教育・保育施設は、子どもたちの安全を脅かすような危機的な状況が発生した場合、年齢や身体の成長に応じた対応により、子どもたちの命と身の安全を確保し、すべての子どもを保護者に安全確実に引き渡すことが使命です。

子どもたちが安心して過ごせる教育・保育施設の環境整備を推進するほか、子どもたちが災害や危険に遭遇した際、自ら命を守る行動ができるよう防災・防犯に関する取り組みを推進します。また、災害時に地域や保護者と連携して活動できるよう、日ごろの保育を通じた関係強化に努めます。

具体的な取り組み

- 保育園・小学校の耐震化を進めます。
- 教育・保育施設における防災訓練を定期的実施します。
- 子どもに対する防災・防犯教育を実施します。
- ¹スクールガード・リーダーによる巡回指導を定期的に行います。
- 公立保育園の立地や周辺環境に対応した園ごとの防災マニュアルを策定します。

¹ 危機管理の専門知識を有し、小学校や幼稚園へ巡回指導を行う指導員

数値目標

指標名	平成 25 年度(実績)		平成 31 年度(目標)
¹ 公立保育園の耐震化工事実施園数	3 園		9 園
小・中学校の耐震化工事進捗率	73.8%	⇒	100%
保育園ごとの防災マニュアルの策定	未策定		全園

ご存じですか？スクールガード・リーダー

久目幸二（くめこうじ）さんは、元警察官の経験を生かし、平成 26(2014)年度から市のスクールガード・リーダーとして活躍しています。

スクールガード・リーダーとは、小学校や幼稚園を訪問し、防犯体制や学校安全活動に対して専門的な指導を行う指導員のことです。久目さんが指導するのは、先生と子どもたち。不審者が侵入した場合を想定し、

子どもたちの前で自ら不審者を演じるなど、子どもの年齢や施設の状況、学校のリエストなどを踏まえながら、教え方を工夫しています。

防犯標語「いかのおすし」は子どもたちもよく知っていますが、久目さんはさらに「きょうは」と教えています。

「きょ」は相手から距離をとること、

「う」は後ろに注意、

「は」は早く帰ることなのだそうです。



▲「服をつかまれたらどうする？」子どもたちも熱心に聞き入ります（四季が丘小学校）

小学生が被害に遭うのは、下校時から夕刻にかけて多いことから、「手をつかまれたとき、ランドセルを引っぱられたときなど、いざというときに行動できるかどうか」が大切。子どもたちには根気強く、繰り返し教えていきたいと思います」と語ってくれました。

¹ 2 階建て以上の保育園のうち、耐震化工事が必要と診断された保育園 9 園中の保育園数

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する



基本方針1 子どもと母親の健康づくりを支える

基本方針の考え方

子どもの健やかな心身の成長と母親の健康保持のためには、妊娠前から子どもが成長するまで切れ目ない支援が必要です。

広島県では、子どもが欲しいと願う人が妊娠、出産につながるよう、不妊治療支援事業や広島県不妊専門相談センターでの相談事業等を行っています。市では、「健やか親子21」の考え方を踏まえて、これらの制度や相談窓口の周知に努めるとともに、母子健康手帳の早期取得と妊婦健康診査を推進し、妊娠から出産後、子育て期までの継続した支援を行います。

また、子どもの発達に関する父親・母親の悩みの解決と医療・福祉サービスへの円滑な接続を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上を図り、心身の健康状態の適切な把握と子育て世帯への必要な情報提供を行います。

そのほか、子どもたちの健全な心身と豊かな人間性を育むため、成長段階に応じた食の提供と子どもたちからの適切な食習慣の普及啓発を図ります。海から山まで多様な自然環境に恵まれた本市の食文化を子どもたちに継承し、行政、家庭、地域が連携しながら食育を推進します。

具体的な取り組み

- 安全な妊娠、出産支援のため、妊婦健診を実施します。
- 乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問を実施します。
- 育児相談、育児教室など、子どもの成長に合わせた支援を行います。
- 母子の心身のケアや育児サポート等を行う産後ケアを検討します。
- 小児救急医療相談電話や各種医療制度を活用し、適切な医療へつなげます。
- 農事体験や料理教室など、農産物に関する体験活動を実施します。
- 教育・保育施設における地産地消に取り組みます。
- 保育園の保護者を対象に、試食会を実施します。

数値目標

指標名	平成 25 年度(実績)	平成 31 年度(目標)
●妊婦健康診査受診者数	11,142 人回	11,536 人回
●乳児家庭全戸訪問事業実施件数	852 件	824 件
乳児家庭全戸訪問事業実施割合	99.1%	100%
乳幼児健診受診率（集団健診）	4 か月健診 94.4% 1 歳 6 か月健診 92.4% 3 歳 6 か月健診 89.2%	95%
朝食を毎朝食べる子どもの割合	1 歳 6 か月 95.2% 3 歳 6 か月 93.2% 小学校 5 年生 97.3% 中学校 2 年生 94.1%	100%

⇒

わが家の自慢の朝食 「ほくの わたしの オリジナル朝ごはん」

健康はつがいち 21 推進協議会では、子どもたちからの規則正しい生活と食生活を普及させるため、隔年で小学校 5・6 年生を対象に朝食コンテストを行っています。

バランスのとれた子どもたちの自慢の朝ごはん、応募してみませんか。



▲平成 25 (2013) 年度の受賞作品
応募総数 221 点の中から選ばれた朝食は、どれも彩り鮮やか！ もちろん栄養満点です。

●募集時期●

平成 27 (2015) 年 7 月～9 月ごろ募集（2 年に 1 回）

●問合せ先●

廿日市市保健センター

電話 0829-20-1610

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する



基本方針2 身近に利用できるサービスを拡充する

基本方針の考え方

昨今、父親・母親になる世代は兄弟姉妹の数が少なく、自身の子もができるまで乳幼児とふれあう経験が乏しいまま親になることが多い世代です。

こうした父親・母親を支援するため、本市では、廿日市地域と大野地域に子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談や情報提供を行っているほか、各保育園で園庭開放を定期的に行い、地域の親子の交流を支えています。

子育て支援センターは市の子育て支援の拠点施設です。職員の相談援助技術を向上させ、講座の開催や子育てサークルの育成支援など機能強化を図ります。また、地域と行政のつなぎ役である主任児童委員や母子保健推進員と連携し、子育て家庭の状況を的確に把握し、ニーズに応じたサービス利用へとつなげます。

子育てホームページの情報を充実させるほか、子育てに関する情報をタイムリーに提供するため、メールマガジンや¹ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど多様な手法により積極的に情報発信を行います。

具体的な取り組み

- 園庭開放や市民センターを活用し、親子が気軽に集える場（オープンスペース）を拡充します。
- 保育園での一時保育や幼稚園での預かり保育を実施し、子育ての負担軽減を図ります。
- 保育園や既存の施設を活用して、子育て支援センターを拡充します。
- スマートフォン等携帯端末に対応できるよう、子育てホームページをリニューアルします。

¹ 人と人のネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。Facebook、LINE、Twitter などがある。

数値目標

指標名	平成25年度(実績)		平成31年度(目標)
●子育て支援センターの利用者数	1,584 人日/月		3,391 人日/月
子育て支援センター設置箇所数	2か所	⇒	4か所
●幼稚園での預かり保育の利用者数	24,175 人日		52,164 人日
●保育園での一時保育の利用者数	5,580 人日		16,323 人日

公立保育園で実施中！園庭開放

市では、子育て支援の一環として、すべての公立保育園で園庭開放を行っています。入園しているお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に水遊びを楽しんだり、人形劇を見たり、落ち葉で遊んだり・・・季節の行事を取り入れながら子どもたちに遊びの楽しさを伝えています。

また、地域の子ども同士、保護者同士で交流できるのも園庭開放の魅力の一つです。お近くの保育園をぜひのぞいてみてください。（予約が必要な場合があります。各保育園にお尋ねください）

●対象●

未就園児とその保護者

●実施時期・回数●

年10回程度

（園によって開催時期、回数が異なります）

●申込み・問合せ先●

各保育園

市役所児童課 電話 0829-30-9154



基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する



基本方針3 仕事と子育ての両立を支える

基本方針の考え方

共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、仕事と家庭の両立支援は、今や子育て支援の大きな柱の一つとなっています。ワーク・ライフ・バランスという言葉が社会の様々な場面で使われるようになり、近年では、イクメン、イクボスといった新語・流行語が生まれるなど、子育てに積極的に参加しようとする父親や企業人も登場しています。

ニーズ調査から、母親の就労状況は就学前児童で54.4%となっており、前回調査（平成20(2008)年12月実施、43.1%）に比べ、10ポイント以上増えています。（就学児童の母親の就労状況は、今回調査77.0%、前回調査71.4%）

市では、延長保育、一時保育をはじめ病児・病後児保育事業等、就労形態やニーズに応じた多様な保育サービスを提供し、仕事と家庭の両立支援を推進します。

また、さまざまな生き方・働き方が浸透する中、30代、40代の子育て世代では、「仕事」と「家庭や地域生活・個人の生活」をともに優先したいと考える人が男女ともに¹5割を超えています。こうしたことから、父親も子育てに参加できるよう男女共同参画を推進し、社会全体で子育て家庭を支える環境整備が必要です。

そのほか、若年層を対象に、家庭の温かさや子育てのすばらしさを想像できるよう、結婚や子育てに関する啓発を行い、若い世代からの結婚観の醸成を図ります。

具体的な取り組み

- 延長保育、一時保育、休日保育など保育サービスを拡充します。
- ファミリー・サポート・センターやショートステイ（子育て短期支援事業）など保育サービス以外のサービスの活用を促進します。
- 病児保育や事業所内保育の広域利用を進めます。
- ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性の普及啓発、働き方の見直しに関する啓発を推進します。
- 男性の育児・家庭生活への参画を進めるため、講座や研修など学習機会の充実を図ります。
- 若年層や未婚者を対象に、結婚や子育てに関する情報提供を行います。

¹ 廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート（H25）より

数値目標

指標名(地区)	平成 25 年度(実績)		平成 31 年度(目標)
●延長保育の定員	250 人		323 人
●ファミリー・サポート・センターの利用者数	315 人日		315 人日
●子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用者数	31 人日		31 人日
●病児保育の利用者数	770 人日	⇒	1,160 人日
延長保育の実施園数	12 園		18 園
一時保育の実施園数	6 園		12 園
休日保育の実施園数	0 園		2 園
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業数（一般事業主行動計画策定状況）	70 社		82 社

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的考え方

第3章 事業計画

第4章 計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する



基本方針4 豊かな心と生きる力を育む

基本方針の考え方

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、留守家庭児童会（放課後児童クラブ）を設置し、放課後や長期休業期間中の適切な遊びと生活の場を提供しています。

しかしながら、就労形態の多様化や母親の就業率の高まりにより、「¹小1の壁」が問題になるなど開所時間の延長や対象年齢の拡充が課題となっています。子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもたちの安全・安心な居場所を確保することは、多くの保護者が望むことです。（ニーズ調査「充実してほしい市の子育て支援策」において「安全な遊び場を増やしてほしい」と回答した人の割合53.0%）

こうした現状を解決するため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、留守家庭児童会と放課後子供教室の一体的な取り組みを推進します。留守家庭児童会・放課後子供教室の共通のプログラムの実施や地域の人材を巻き込んだ多彩なプログラムを提供し、異年齢の交流の促進と学ぶ意欲の向上を図ります。そのほか、一人ひとりの個性に応じた指導が行えるよう、放課後児童支援員の安定的な確保と、研修の実施による資質の向上を図ります。

さらに、学校教育では、「夢と志をもったたくましいはつかいちっ子」を育成するため、さまざまな体験活動や指導体制の充実により学力向上を図り、次代を担う子どもたちの可能性を引き出し、生きる力を育みます。

具体的な取り組み

- 留守家庭児童会の対象年齢を小学6年生までに拡充します。
- 留守家庭児童会の開所時間を延長します。
- 留守家庭児童会・放課後子供教室の両事業の共通のプログラムを実施します。
- 学校支援地域本部を中心に、学校、放課後子供教室、地域住民が一体となって子どもたちの学びと遊びを支えます。
- 授業の改善を行い、子どもの学力を向上させます。
- 自然体験や交流体験など、体験活動を充実させます。
- 読み聞かせや²ブックスタートなど子どもが本に親しむ機会を提供します。

¹ 小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育のあった保育園に比べ、放課後児童クラブは終了時間が早いことや、参観日等の平日の学校行事が多くなることが要因と言われている。

² 赤ちゃん絵本をプレゼントして絵本の楽しさを伝える活動。本市では、4か月健診時に絵本と子育て情報を入れたブックスタートパックを手渡し、ボランティアが絵本の読み聞かせを行っている。

数値目標

指標名		平成 25 年度(実績)	平成 31 年度(目標)
●留守家庭児童会の定員 ()は登録児童数(年平均)			
提 供 区 域	廿日市小学校	80 (131) 人	132 人
	平良小学校	80 (115) 人	173 人
	原小学校	40 (15) 人	40 人
	宮内小学校	80 (89) 人	113 人
	地御前小学校	40 (46) 人	121 人
	佐方小学校	80 (85) 人	179 人
	阿品台東小学校	60 (50) 人	60 人
	阿品台西小学校	80 (93) 人	108 人
	金剛寺小学校	40 (17) 人	71 人
	宮園小学校	60 (29) 人	60 人
	四季が丘小学校	100 (61) 人	100 人
	玖島小学校 ¹	— (5) 人	—
	友和小学校	60 (46) 人	60 人
	津田小学校	60 (18) 人	60 人
	浅原小学校 ²	— (21) 人	—
	吉和小学校 ³	— (13) 人	13 人
	大野東小学校	80 (111) 人	268 人
	大野西小学校	80 (98) 人	240 人
	宮島小学校	60 (10) 人	60 人
	市全域	1,080 (1,053) 人	1,858 人
留守家庭児童会の終了時間		18:00	18:30
放課後子供教室の実施学校数		2 校	17 校
⁴ 一体型の留守家庭児童会・放課後子供教室の実施学校数		0 校	2 校
地域による支援体制が整っている学校区の数(⁵ 学校支援地域本部の設置対象学校区数)		小学校 10 校区 中学校 2 校区	小学校 17 校区 中学校 10 校区
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合		小学校5年生 92.8% 中学校2年生 75.3%	小学校5年生 94% 中学校2年生 81%
図書館の絵本蔵書冊数		61,949 冊	66,000 冊

^{1・2・3} 自主運営の児童クラブ。平成 25(2013)年度(実績)の数字は、小学校 1～6 年生の利用人数。

¹ 平成 27(2015)年 4 月に友和小学校に統合。

² 平成 27(2015)年 4 月に津田小学校に統合。

⁴ 一体型とは、留守家庭児童会(放課後児童クラブ)と放課後子供教室の児童が、共通のプログラムに参加できるものを言う。

⁵ 地域の教育力による学校支援を行う支援体制システム。地域住民による学校支援ボランティアが学習支援、部活動指導、登下校の見守りなどを行う。

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的考え方

第3章 事業計画

第4章 計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

基本目標 3 地域力で子育てを支える



基本方針 1 相談しやすい環境を整えて、すべての子どもと子育て家庭をきめ細かく支援する

基本方針の考え方

「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12(2000)年に施行されてから、児童虐待防止に向けた取り組みは着実に進められてきました。

しかしながら、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談件数は毎年増え、平成25(2013)年度は73,765件と、法施行前の平成11(1999)年度(11,631件)に比べ、6.3倍に増加しています。

本市においても、要保護児童の実態把握と情報共有を図るため、家庭児童相談員の設置や要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見、早期対応に努めていますが、家庭児童相談室における相談件数は年々増加しています。今後も、家庭児童相談室と関係機関との連携を強化し、子どもと子育て家庭の課題解決を図ります。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、経済的・精神的な負担が大きいと言われています。児童扶養手当や医療費の助成など経済的支援だけでなく、就労支援や学び直しの支援などひとり親家庭の自立を支えることが必要です。経済的な理由から子どもたちが就学を諦めることがないよう、教育、生活、就労など、子どもと子育て家庭を総合的に支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。また、¹ 社会的養護が必要な子どもたちの健やかな成長を支えるため、行政、学校、民間団体等の地域が協力し、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

近年外国人労働者や留学生の受け入れが進み、廿日市市でも900人を超える外国人が暮らしています。外国籍の子どもや家族が地域の一員として暮らせるよう、生活支援を行うとともに、学校や地域における国際理解の推進に取り組み、多文化共生のまちづくりを進めます。

一人ひとりの特性に合ったきめ細かい支援を行うため、乳幼児健診や育児相談等の機会を活用し、心身の発達の状態の的確な把握と、疾病や障がい、発達の弱さへの早期対応を行います。治療や療育のほか、関係機関との連携により、適切な情報を保護者に提供し、子どもの生活能力の向上や社会参加の幅を広げます。

¹ 保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育が困難な家庭に支援を行うこと。

具体的な取り組み

- 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員を配置し、専門的な相談ができる体制を整えます。
- 出張相談やメール相談など、相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待、子どもの人権に関する啓発を行います。
- ひとり親家庭の課題を的確に把握し、各種制度の活用へつなげます。
- 障がいのある子どもが障がいの種別や多様な特性に応じたサービスを受けられるよう、相談窓口の専門性を高め、適切なサービスへつなげます。
- 多文化共生相談員を配置し、外国語での相談や子育て情報の提供を行います。
- 外国籍の子どもについて、日本語の理解度に合わせた学習支援を行います。
- 社会的養護の普及啓発を行います。

数値目標

指標名	平成25年度(実績)		平成31年度(目標)
●要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議件数	62回		62回
●養育支援訪問事業訪問件数	346件		346件
児童発達支援センター設置箇所数	0か所	⇒	2か所
●実費徴収に係る補足給付を行う事業（日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成）	0人		18人

里親ってなに？

里親とは、虐待や保護者の病気、離婚などのために家庭で生活できない子どもを、一時的または継続的に預かって、保護者の代わりに育てる人のことを言います。

里親になるには、子どもを健やかに育てられるかどうかという観点から、研修を受講することや子どもへの虐待のおそれがないことなど、一定の要件が決められています。

里親になってもすぐに子どもが委託されることはなく、子どもと里親の相性や受入環境が整っているか、また、子どもや実親の意向等も確認しながら、こども家庭センターが委託の決定をします。

●里親に関する問合せ先●

広島県西部こども家庭センター 電話 082-254-0381

基本目標3 地域力で子育てを支える



基本方針2 地域住民の子育てへの参画を促進する

基本方針の考え方

本市には、福祉をはじめ、青少年育成、子育て支援、防災、環境などさまざまな分野で多くの団体が活動しています。

民生委員・児童委員のほか、NPOやボランティア団体等市民活動団体は、行政の手の届きにくいきめ細かなサービスを提供できるため、市の子育て支援には欠かせない存在です。

市民の主体的な活動を一層促進するため、行政は交流事業の開催や活動の場の提供などの市民の活動を支援することが必要です。今後は、子育て支援センターや市民センターを中心に、児童館、保育園など関係機関のネットワークの強化を図るとともに、NPOやボランティア団体の活動と情報交換を行い、団体間のつながりを促進します。

ファミリー・サポート・センターは、援助をしてほしい人と援助をしたい人がお互いに会員になって助け合うシステムです。平成25(2013)年度の利用件数は育児の支援315件、介護の支援2,001件と多くの利用がありました。市では、引き続き、子育てサポーター養成講座や交流会を通じて、提供会員の育成と確保に努めます。

そのほか、子どもの人権や子育ての大切さなどに関する啓発を行い、地域における子育て家庭への理解と支えあいの意識の醸成を図ります。

具体的な取り組み

- 子育てサロンや子育てオープンスペース（子育て中の親と子どもが自由に集える場）を活用し、親子と地域の交流を促進します。
- 市民センター、地域コミュニティ等と連携し、子育てサロンや子育て支援サークルの育成支援に取り組みます。
- OPTA や子ども会など青少年の健全育成を支援する団体と連携して、子ども同士の交流と活動の輪を広げます。
- 市民センターで家庭教育に関する講座を開催するなど、保護者や地域住民の学びを支援します。
- 地域の祭やイベント等での子育てコーナー（授乳やおむつ替えスペース）の普及啓発に努め、子育て世帯が外出しやすい環境を整えます。

数値目標

指標名	平成25年度(実績)		平成31年度(目標)
子育てサポーター養成講座受講者数 (累計)	563人	⇒	900人
ファミリー・サポート・センターの 提供会員数	370人		480人
イベント等での子育てコーナー（授 乳やおむつ替えスペース）の設置回 数	0回		20回

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画の基本的考え方

第3章 事業計画

第4章 計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

地域の取り組み、ご紹介します★

佐方地区には、15年続くサロンがあります。
名前は「縁側サロン」。

「民家の縁側で」「人と人の縁結び」
「おひさまのような笑顔で」をモットーに、
子どもからお年寄りまでだれでも気軽に参加
できるサロンです。

取材におじゃました日は、小さいお友達2
人が参加。初参加なのに、まるで常連さんの
ようにサロンの主役になっていました。



「朝から聞こえる 笛太鼓～♪」
リズムにのって一緒に歌います。



▲みんなのアイドル♪（左から、蒼士くん、実里ちゃん）

- 開催日●
第1・3・5火曜日、第2・4月曜日
- 参加費●
100円（食事会は200円）

基本目標3 地域力で子育てを支える



基本方針3 地域の子どもの安全を地域で守る

基本方針の考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民のだれもが願うことです。

市民が中心となって行っている登下校時の見守り活動などの地域活動は、大人と子どものつながりだけでなく、大人同士の顔の見える関係づくりや地域全体の防犯意識の向上にも貢献しています。今後も、地域安全協議会の防犯パトロールの促進や、下校時刻に合わせた青色防犯パトロール活動の実施など、子どもを守る防犯活動を推進します。

また、警察や交通安全協会などと連携してくらし安全指導員による交通安全教室を拡充し、交通ルールと交通マナーを守る子どもを育てます。

子どもが健やかに育つためには、子どもや親子が安心して外出できる環境整備が必要です。子どもの安全な遊び場、親子、地域とのふれあいの場として、公園や緑地の計画的な整備と適切な管理を行うほか、「廿日市市通学路安全推進プログラム」に基づき、PTA、学校、地域、関係機関と連携して通学路の安全確保に努めます。

具体的な取り組み

- 地域の見守り活動を推進します。
- 幼稚園、保育園、小学校での交通安全教室を実施します。
- ¹廿日市市通学路安全推進会議による合同点検を実施し、通学路や歩道を計画的に整備します。
- 公園・緑地の整備を進めます。

数値目標

指標名	平成25年度(実績)		平成31年度(目標)
交通安全教室の実施回数（幼稚園・保育園・小学校）	36回	⇒	49回
子どもの交通事故発生件数（幼児・小学生・中学生）	40件		0件
² 都市公園として確保すべき緑地	7.51 m ² /人		7.94 m ² /人

¹ 国、県、警察、小中学校、PTA、地域安全協議会、市関係課で構成する組織

² 宮島公園を除く。都市計画区域人口1人当たり面積

第4章

計画の実現のために

1 計画の推進主体と連携の強化

すべての子どもの健やかな成長を実現するためには、市民一人ひとりが子育て支援について理解し、子育て家庭を見守り、支えていく役割を担っています。

行政だけでなく、家庭、地域、企業が一体となって子どもを育むという視点に立ち、本計画に掲げる施策を推進します。

施策の推進にあたっては、平成24(2012)年に施行した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の考え方に基づき、市民も行政もそれぞれ役割を果たしながら、連携してすべての子どもの輝く笑顔と健やかな成長を目指します。

(1) 家庭（保護者）の役割

子ども・子育て支援法では、保護者の役割について「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」と定義しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、保護者同士や地域の人々となつながらを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たすことが必要です。

(2) 地域の役割

保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが必要です。

また、地域における世代間交流の輪を広げ、気軽にあいさつを交わすなど地域の子どもと子育て家庭を見守り、あたたかく接することが必要です。

(3) 事業主の役割

子育て中の労働者が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、長時間労働の是正、労働者自身の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努めることが必要です。

(4) 行政の役割

市は、地域、事業者など子育て支援に携わるすべての関係者・関係機関と協働して、子育て支援を総合的に推進します。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

また、庁内関係部局や国・県、近隣市町などの関係部署、関係機関との連携を図り、子育て施策の積極的な推進と子育て支援サービス全体の質の向上を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」で行います。

廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会は、毎年度、施策の実施状況や各施策に係る

費用の使途実績等について点検、評価します。市はその結果を公表するとともに、これに基づき、取組内容の改善を図ります。

また、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと子育て家庭の状況や保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育サービスの提供量及び確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量及び確保の方策
- その他、市で独自に掲げた数値目標 26項目

【計画全体の成果対象指標】

- 「廿日市市は子育てしやすいまちかどうか」について、次回の計画策定時にアンケート調査を実施し、その結果を計画全体の評価とします。

計画期間中の各サービスの 需要量と確保の方策

1 教育・保育サービス

計画期間中の教育・保育サービスの確保の内容及び実施時期（確保の方策）は次のとおりです。

(1) 廿日市・七尾・四季が丘中学校区域

■ 1号認定・2号認定①【3～5歳】（幼稚園を利用）

（単位：人 以下同様）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	501	502	490	489	476
	2号①	60	60	58	58	57
	計 (a)	561	562	548	547	533
確保方策 (b)		945	945	945	945	945
過不足 (b)-(a)		384	383	397	398	412

■ 2号認定②【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)		687	688	672	671	653
確保方策 (b)		836	836	836	836	836
過不足 (b)-(a)		149	148	164	165	183

■ 3号認定【0～2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0歳	223	222	221	219	216
	1～2歳	446	429	427	425	421
	計 (a)	669	651	648	644	637
確保方策	保育園等※1	469	574	664	664	664
	地域型保育事業※2	0	15	15	15	15
	計 (b)	469	589	679	679	679
過不足 (b)-(a)		△200	△62	31	35	42

※1 認定こども園及び保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(2) 野坂・阿品台中学校区域

■ 1号認定・2号認定①【3～5歳】（幼稚園を利用）

（単位：人 以下同様）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	297	286	273	269	264
	2号①	72	70	67	66	64
	計 (a)	369	356	340	335	328
確保方策 (b)		590	590	590	590	590
過不足 (b)-(a)		221	234	250	255	262

■ 2号認定②【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	518	498	477	469	461
確保方策 (b)	480	480	480	480	480
過不足 (b)-(a)	△38	△18	3	11	19

■ 3号認定【0～2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0歳	97	96	94	93	91
	1～2歳	245	240	237	234	232
	計 (a)	342	336	331	327	323
確保方策	保育園等※1	223	328	328	328	328
	地域型保育事業※2	0	20	20	20	20
	計 (b)	223	348	348	348	348
過不足 (b)-(a)		△119	12	17	21	25

※1 認定こども園及び保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3) 佐伯中学校区域

■ 1号認定・2号認定①【3～5歳】（幼稚園を利用）

(単位:人 以下同様)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	18	16	12	15	15
	2号①	13	12	16	11	11
	計 (a)	31	28	28	26	26
確保方策 (b)		120	120	120	120	120
過不足 (b)-(a)		89	92	92	94	94

■ 2号認定②【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)		145	133	134	123	125
確保方策 (b)		190	190	190	190	190
過不足 (b)-(a)		45	57	56	67	65

■ 3号認定【0～2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0歳	23	22	21	20	19
	1～2歳	55	57	55	51	48
	計 (a)	78	79	76	71	67
確保方策	保育園等※1	117	117	117	117	117
	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
	計 (b)	117	117	117	117	117
過不足 (b)-(a)		39	38	41	46	50

※1 認定こども園及び保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(4) 吉和中学校区域

■ 1号認定・2号認定①【3～5歳】（幼稚園を利用）

（単位：人 以下同様）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	0	0	0	0	0
	2号①	0	0	0	0	0
	計 (a)	0	0	0	0	0
確保方策 (b)		0	0	0	0	0
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■ 2号認定②【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	22	23	17	11	9
確保方策 (b)	80	80	80	80	80
過不足 (b)-(a)	58	57	63	69	71

■ 3号認定【0～2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0歳	2	2	2	2	2
	1～2歳	4	4	4	4	4
	計 (a)	6	6	6	6	6
確保方策	保育園等※1	9	9	9	9	9
	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
	計 (b)	9	9	9	9	9
過不足 (b)-(a)		3	3	3	3	3

※1 認定こども園及び保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(5) 大野東・大野・宮島中学校区域

■ 1号認定・2号認定①【3～5歳】（幼稚園を利用）

(単位:人 以下同様)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	219	219	224	220	218
	2号①	40	40	41	40	40
	計 (a)	259	259	265	260	258
確保方策 (b)		285	285	285	285	285
過不足 (b)-(a)		26	26	20	25	27

■ 2号認定②【3～5歳】（認定こども園、保育園を利用）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	506	507	517	509	503
確保方策 (b)	720	720	720	720	720
過不足 (b)-(a)	214	213	203	211	217

■ 3号認定【0～2歳】（認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0歳	93	93	92	91	90
	1～2歳	260	256	255	254	252
	計 (a)	353	349	347	345	342
確保方策	保育園等※1	229	334	379	379	379
	地域型保育事業※2	0	5	5	5	5
	計 (b)	229	339	384	384	384
過不足 (b)-(a)		△124	△10	37	39	42

※1 認定こども園及び保育園

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

2 地域子ども・子育て支援事業

計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保の方策）は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュの設置）

単位：か所

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	0	1	1	1	1
確保方策 (b)	0	1	1	1	1
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	263	306	323	323	323
確保方策 (b)	263	306	323	323	323
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成）

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	18	18	18	18	18
確保方策 (b)	18	18	18	18	18
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(4) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

■廿日市小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	79	74	75	74	71
	高学年	24	47	66	63	61
	計 (a)	103	121	141	137	132
確保方策 (b)		103	121	141	137	132
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■平良小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	97	99	108	109	116
	高学年	36	46	58	55	57
	計 (a)	133	145	166	164	173
確保方策 (b)		133	145	166	164	173
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■原小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	9	7	6	6	5
	高学年	2	3	4	5	5
	計 (a)	11	10	10	11	10
確保方策 (b)		40	40	40	40	40
過不足 (b)-(a)		29	30	30	29	30

■宮内小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	56	56	56	54	54
	高学年	33	46	64	60	59
	計 (a)	89	102	120	114	113
確保方策 (b)		89	102	120	114	113
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■地御前小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	72	77	81	86	89
	高学年	12	21	26	27	32
	計 (a)	84	98	107	113	121
確保方策 (b)		84	98	107	113	121
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■佐方小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	70	77	80	86	84
	高学年	35	66	92	90	95
	計 (a)	105	143	172	176	179
確保方策 (b)		105	143	172	176	179
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■阿品台東小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	27	24	26	27	24
	高学年	14	32	35	36	34
	計 (a)	41	56	61	63	58
確保方策 (b)		60	60	61	63	60
過不足 (b)-(a)		19	4	0	0	2

■阿品台西小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	96	89	87	83	76
	高学年	15	27	35	33	32
	計 (a)	111	116	122	116	108
確保方策 (b)		111	116	122	116	108
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■金剛寺小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	25	28	29	33	34
	高学年	19	29	40	31	37
	計 (a)	44	57	69	64	71
確保方策 (b)		44	57	69	64	71
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■宮園小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	8	10	12	13	15
	高学年	9	9	14	12	14
	計 (a)	17	19	26	25	29
確保方策 (b)		60	60	60	60	60
過不足 (b)-(a)		43	41	34	35	31

■四季が丘小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	84	73	58	57	47
	高学年	18	29	32	26	27
	計 (a)	102	102	90	83	74
確保方策 (b)		102	102	100	100	100
過不足 (b)-(a)		0	0	10	17	26

■友和小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	21(1)	19(2)	17(1)	17(1)	17(0)
	高学年	16(0)	35(0)	47(0)	50(1)	42(1)
	計 (a)	37(1)	54(2)	64(1)	67(2)	59(1)
確保方策 (b)		60	60	64	67	60
過不足 (b)-(a)		23	6	0	0	1

※()は、玖島小学校区域の量の見込み

■津田小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	20(2)	23(0)	18(0)	19(0)	14(0)
	高学年	11(1)	17(3)	33(4)	33(4)	41(3)
	計 (a)	31(3)	40(3)	51(4)	52(4)	55(3)
確保方策 (b)		60	60	60	60	60
過不足 (b)-(a)		29	20	9	8	5

※()は、浅原小学校区域の量の見込み

■吉和小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	5	5	6	5	4
	高学年	1	3	6	6	6
	計 (a)	6	8	12	11	10
確保方策 (b)		13	13	13	13	13
過不足 (b)-(a)		7	5	1	2	3

■大野東小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	188	198	192	202	199
	高学年	44	53	67	62	69
	計 (a)	232	251	259	264	268
確保方策 (b)		232	251	259	264	268
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■大野西小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	144	155	160	156	159
	高学年	35	53	71	78	81
	計 (a)	179	208	231	234	240
確保方策 (b)		179	208	231	234	240
過不足 (b)-(a)		0	0	0	0	0

■宮島小学校区

単位：人

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	23	26	33	42	43
	高学年	2	4	9	11	13
	計 (a)	25	30	42	53	56
確保方策 (b)		60	60	60	60	60
過不足 (b)-(a)		35	30	18	7	4

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

単位：人回/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	31	31	31	31	31
確保方策 (b)	31	31	31	31	31
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	866	859	850	840	824
確保方策 (b)	866	859	850	840	824
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

単位：回

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	346	346	346	346	346
確保方策 (b)	346	346	346	346	346
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(8) 要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議

単位：回

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	62	62	62	62	62
確保方策 (b)	62	62	62	62	62
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

単位：人回/月

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	3,580	3,510	3,477	3,441	3,391
確保方策 (b)	3,580	3,510	3,477	3,441	3,391
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(10) 幼稚園における一時預かり事業（3～5歳）

単位：人日/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	55,750	54,984	54,000	53,166	52,164
確保方策 (b)	29,772	35,369	40,966	46,563	52,164
過不足 (b)-(a)	△25,978	△19,615	△13,034	△6,603	0

(11) 保育園等における一時預かり事業（0～5歳）

単位：人日/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	17,267	16,946	16,762	16,573	16,323
確保方策 (b)	17,267	16,946	16,762	16,573	16,323
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(12) 病児・病後児保育事業

単位：人日/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	770	770	770	770	770
確保方策 (b)	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
過不足 (b)-(a)	390	390	390	390	390

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

単位：人日/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	315	315	315	315	315
確保方策 (b)	315	315	315	315	315
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

(14) 妊婦健康診査

単位：人回/年

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	12,124	12,026	11,900	11,760	11,536
確保方策 (b)	12,124	12,026	11,900	11,760	11,536
過不足 (b)-(a)	0	0	0	0	0

第1章
計画策定にあたって

第2章
計画の基本的考え方

第3章
事業計画

第4章
計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

参考資料

1 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 25(2013)年 11 月 7 日	廿日市市保健福祉審議会（諮問）
平成 25(2013)年 11 月 28 日	第 1 回児童福祉専門部会開催 ・ アンケート調査項目について検討
平成 25(2013)年 12 月 1 日	「子育てに関するアンケート調査」実施（～12 月 31 日）
平成 26(2014)年 3 月 28 日	第 2 回児童福祉専門部会開催 ・ アンケート調査結果報告 ・ 提供区域の設定について審議
平成 26(2014)年 6 月 3 日	第 3 回児童福祉専門部会開催 ・ 教育・保育サービスの提供区域、量の見込みについて審議
平成 26(2014)年 7 月 29 日	第 4 回児童福祉専門部会開催 ・ 教育・保育サービスの確保の方策について審議 ・ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定、量の見込み及び確保の方策について審議
平成 26(2014)年 11 月 12 日	第 5 回児童福祉専門部会開催 ・ 将来像の検討 ・ 計画案について審議
平成 26(2014)年 12 月 15 日	計画案の公表、市民意見の募集（～平成 27(2015)年 1 月 14 日）
平成 27(2015)年 2 月 12 日	廿日市市保健福祉審議会（計画案の承認）
平成 27(2015)年 3 月 6 日	市長へ答申

2 保健福祉審議会答申書

平成27年3月6日

廿日市市長 眞野 勝弘 様

廿日市市保健福祉審議会
会 長 山 根 基

廿日市市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成25年11月7日付けで諮問のこの計画については、諮問のとおりに決定することを適当と認めます。

なお、この計画の決定及び実施に当たっては、次の点について、特に留意されるよう申し添えます。

1 計画の推進と連携の強化

計画の将来像である「つながり支えあう 子育てのまち はつかいち」の実現に向け、家庭・地域・企業・行政が連携し、着実な計画の推進を行うこと。

2 教育・保育の充実

保育施設等の整備や、第三者評価の導入等により、教育・保育の充実に努めること。

3 子育て家庭への支援

留守家庭児童会・子育て支援センターの利用希望時間等のニーズ把握を継続的に行い、子育て家庭の実情に応じた支援に努めること。

4 地域による子育て支援の強化

地域の子育て支援団体や地域コミュニティなどとの連携を深め、廿日市市の地域力を生かした子育て支援の強化に努めること。

第1章
計画策定にあたって

第2章
計画の基本的考え方

第3章
事業計画

第4章
計画の実現のために

計画期間中の各サービスの
需要量と確保の方策

参考資料

3 廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会委員名簿

※敬称略。所属団体等は平成 25(2013)年 11 月 28 日現在（就任時）

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	西川ひろ子	安田女子大学 教育学部児童教育学科 准教授
副部会長	蛭江 紀雄	社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会 会長
委 員	里重由加里	市民公募
委 員	角井 隆	廿日市商工会議所 事務局長
委 員	田邊 道子	佐伯地区医師会（たなべ小児科）
委 員	椿 京子	社会福祉法人 くさのみ福祉会 理事長
委 員	中丸 元良	学校法人有朋学園 理事長（かえで幼稚園）
委 員	西原 晃子	廿日市市保育園保護者クラブ連合会 会長
委 員	原田多恵子	津田保育園兼浅原保育園長
委 員	平野 克博	連合広島大竹・廿日市地域協議会 副議長
委 員	平本 力	学校法人平本学園 理事長 （友和幼稚園・友和こどもの森保育園）
委 員	増村 光恭	廿日市市立原小学校長
委 員	向井 恵美	廿日市市PTA連合会 会長
委 員	山村 美枝	日本赤十字広島看護大学 小児看護学 教授
委 員	山脇 叡子	廿日市市民生委員・児童委員協議会
委 員	吉本 卓生	市民公募

廿日市市子ども・子育て支援事業計画

平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度

発行年月／平成 27(2015)年 3 月

発 行／廿日市市（福祉保健部児童課）

〒738-8501

広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL （0829）30-9129

FAX （0829）32-1059
